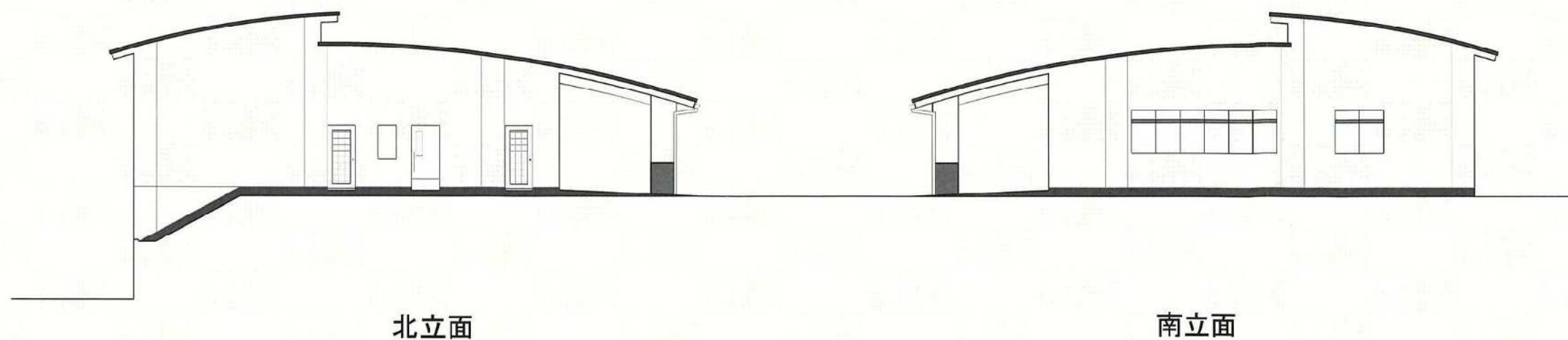


第 14 回 分科会				年 月 日	2011. 6. 23
				ペ ー ジ	1/1
工 事 名 称				記 録 者	
平成22年度引地川公園ゆとりの森整備工事その1					
日 時		平成23年6月23日（木） 15：00～		場 所	現場事務所 会議室
出席者	施主		※敬省略		
	大和市 みどり公園課 管財課		☐	☐	☐
	設計監理		☐	☐	☐
	建築 セトラ・コンサルタント(株)		☐	☐	☐
	電気設備		☐	☐	
	機械設備		☐	☐	
	工事施工		☐	☐	
		建築 亀井工業(株)		☐	☐
【建築】分科会議				【決定・確認事項】	
1	現場巡視 施工状況確認 ・1F内部状況 ・屋根施工状況			場内の整理(作業場所に物を置かない)をする事。 屋根頂上部に親綱を張り、安全帯を使用して作業すること。	
2	前回分科会議事録の確認				
3	監理者指示事項 ・AW-3のドア部分は強化ガラス10mmとしてしまうと、消防法上の 無窓居室を判定する際の開口部として認められなくなってしまうため、 10mmの線入りガラスとしてください。 ・4通り側に軒樋を設置する。			線入り硝子はタテ線とする。	
4	保留事項の確認 「質疑・回答書」別紙				
5	今回議題 「質疑・回答書」別紙 ・次回にて、外装サンプルを集め、色決め等の最終選考を行う。 ・ホール天井のパターンと器具の納まりを総合的に決める。			→ その1～3の天井伏図を(株)氏にメールする。 各器具芯を目地芯ではなくボード芯とする。(亀:)	
6	提出書類			受領書類	
提出日	分類	書類・図面名称	部 数	受領日	書類・図面名称
6/23	製作図	屋根、ALC、サッシ(アルミ・スチール)	3	6/23	製作図(屋根、ALC、サッシ、
		可動間仕切り、シャッター、EV			可動間仕切り、シャッター、EV)
6/23	計画書	施工計画書(左官、ALC)	3	6/23	施工計画書(左官、ALC)
		施工計画書(EV)	1		
次回までの確認事項					

No.14		「質疑・回答」		年 月 日	2011. 6. 23
				ペ ー ジ	1/1
工 事 名 称		平成22年度引地川公園ゆとりの森整備工事その1		質 疑 者	■
No.	図面番号	【 質 疑 】	【 回 答 】		
1	サッシ図	【質疑事項】 屋外多目的トイレの引き手について、 SUSヘアライン仕上げでよろしいでしょうか。	1	OK。	
2	EV図	階数表示について「1階・2階・R階」でよろしいでしょうか。 扉・三方枠の仕上色を指示願います。	2	OK。 枠:F25-75A 7分艶、扉:F79-70L 3分艶で決定。	
3	A-18	階段と屋上デッキの納まりについて、 階段仕上げレベルを指示願います。(別図参照)	3	デッキ仕上げとの段差を20mmとする。	
4		各種仕上について 色見本:日塗工2011年F版	4	EV仕上色 枠:25-75A 7分艶、 扉:79-70L 3分艶 決定。 床タイル:sanwa 玄路 GS-214、GS-314 決定。 次回定例までに各種サンプルを用意する。 ・外壁:パターン小粒、艶有り N-93、G5-90A、35-90A ・軒裏:リシン 15-85A ・クロス:リリカラ 18823、18825、18793、18830、18815、18798 ・木見切:9×40 黒〜茶3種類 ・木巾木:H75 黒〜茶3種類 ・事務所カウンター:タモ集成材t=40 ・軒樋、タテ樋 ・小庇瓦:セキノ長尺金属瓦 かわら418 ブラックパール ・階段 ノンスリップタイル ・ウレタン塗膜防水カラーサンプル	
今回までの保留事項					



北立面

南立面

内観イメージ

玄昌石風（黒）の床、明るい灰色と白を基調とした壁に桜色などのドアやサインを用い、落ち着いたある和風でシックなイメージとする



救護室・授乳コーナー

事務室

EVホール

屋外階段へ

女子ロッカー

みんなの
女子トイレ

男子トイレ

男子ロッカー

資料C-2

第 21 回 分科会				年 月 日	2011.9.29
				ペ ー ジ	1/1
工 事 名 称		平成22年度引地川公園ゆとりの森整備工事その1		記 録 者	■
日 時		平成23年9月29日（木） 15：00～		場 所	
				現場事務所 会議室	
出 席 者	施主		※敬省略		
	大和市 みどり公園課 管財課		☐ ■	☐ ■	☐ ■
	設計監理		☐ ■	☐ ■	☐ ■
	建築 セトラコンサルタント 電気設備 機械設備		☐ ■	☐ ■	☐ ■
工事施工					
		建築 亀井工業㈱		☐ ■	☐ ■
【建築】分科会議			【決定・確認事項】		
1 前回分科会議事録の確認					
2 監理者指示事項 台風被害状況確認。					
3 保留事項の確認及び今回議題 「質疑・回答書」別紙					
4 各種仕上材について 別紙、仕上表参照。 サイン工事打合せ					
5 現場巡視 施工状況確認 ・屋上手摺確認。 ・館銘板サンプル現地確認。					
6 提出書類			受領書類		
提出日	分類	書類・図面名称	部 数	受領日	書類・図面名称
9/29	計画書	仕上ユニット、環境測定	1		
	施工図	ミニキッチン、洗面カウンター	1		
	材料承認	ミニキッチン	3		
次回までの確認事項					

1F

室名	防災備蓄倉庫	
床	表面硬化剤塗布	
巾木	表面硬化剤塗布	
壁	ALC内 珪藻土 珪藻土打放し補修	
天井	珪藻土打放し補修	
備考	SD-1、3 扉：15-40B 3分切	ALC点検口塗装色： ホワイト

室名	電気室	
床	珪藻土打放し補修	#3233
巾木	珪藻土打放し補修	#3233
壁	珪藻土打放し補修	
天井	珪藻土打放し補修	
備考	SD 2 扉：15-40B 3分切	

室名	EVホール	
床	ビニル床シート タタタタタタ	397-75
巾木	珪藻土	
壁	珪藻土打放し補修	塗装色：05-90A
天井	珪藻土打放し補修	塗装色：15-85A
備考	珪藻土打放し補修 珪藻土打放し補修	

2F

室名	エントランスホール	
床	タイル張り200角	GS-214 目地色：濃灰M-3
巾木	木目木	ツガ OS
壁	ビニル貼	リリカラ
天井	珪藻土打放し補修	和珪藻土：ホワイト
備考	珪藻土切：ツガOS 09-20D	SD-4 扉色：N25 3分切

室名	風除室	
床	タイル張り200角	GS-214 目地色：濃灰M-3
巾木	木目木	ツガ OS
壁	ビニル貼	リリカラ
天井	珪藻土打放し補修	和珪藻土：ホワイト
備考	珪藻土切：ツガOS 09-20D	SD-4 扉色：N25 3分切

室名	ラウンジ	
床	タイル張り200角	GS-214 目地色：濃灰M-3
巾木	木目木	ツガ OS
壁	ビニル貼	リリカラ
天井	珪藻土打放し補修	和珪藻土：ホワイト
備考	珪藻土切：ツガOS 09-20D	SD-4 扉色：N25 3分切

室名	自販機コーナー	
床	タイル張り200角	sanwa 玄路 NS付 外付 GS-214 目地色：濃頭M-3
巾木	木巾木	ツガ OS 09-20D
壁	ビニル貼	リリカラ 腰上：LY-18823 腰下：LY-18830
天井	吊り下り化粧吸音板	和雅商事：ライト ライトカラー 12山
備考	腰見切り：ツガOS 09-20D	

室名	EVホール	
床	タイル張り200角	sanwa 玄路 NS付 外付 GS-214 目地色：濃頭M-3
巾木	木巾木	ツガ OS 09-20D
壁	ビニル貼	リリカラ 腰上：LY-18823 腰下：LY-18830
天井	吊り下り化粧吸音板	和雅商事：ライト ライトカラー 12山
備考	腰見切り：ツガOS 09-20D	

室名	男子ロッカー室	
床	ビニルシート	タタ：パ・リュ・ハイ・ブル PM-7
巾木	ビニル巾木	タタ：ライト巾木 HB-32
壁	ビニル貼	リリカラ LY-19111
天井	化粧せっこうボード	
備考	LSD-4 容：N-25 3分押 扉：76-80H	甲板：パ・リュ・ハイ・ブル 洗面かつ：B-03かつ かつ：扉：パ・リュ・ハイ・ブル

室名	男子シャワールーム	
床	タイル張り150角	タントー タタ：ANL-3 板：ANL-2
巾木	タイル貼り100角	INAXタイルタタ NS内装用タタ L11 目地色：EM-10
壁	タイル貼り100角	
天井	タタ：タタ・パ・リュ・ハイ・ブル 板：タタ・パ・リュ・ハイ・ブル タタ：タタ・パ・リュ・ハイ・ブル タタ：タタ・パ・リュ・ハイ・ブル	タタ：タタ・パ・リュ・ハイ・ブル タタ：タタ・パ・リュ・ハイ・ブル
備考	LSD-2 扉：LSD-8 扉：LSD-8	

室名	女子ロッカー室	
床	ビニルシート	タタ：パ・リュ・ハイ・ブル PM-7
巾木	ビニル巾木	タタ：ライト巾木 HB-32
壁	ビニル貼	リリカラ LY-19111
天井	化粧せっこうボード	
備考	LSD-4 容：N-25 3分押 扉：02-80H	甲板：パ・リュ・ハイ・ブル 洗面かつ：B-03かつ かつ：扉：パ・リュ・ハイ・ブル

室名	女子シャワールーム	
床	タイル張り150角	タントー タタ：ANL-3 板：ANL-2
巾木	タイル貼り100角	INAXタイルタタ NS内装用タタ L11 目地色：EM-10
壁	タイル貼り100角	
天井	タタ：タタ・パ・リュ・ハイ・ブル 板：タタ・パ・リュ・ハイ・ブル タタ：タタ・パ・リュ・ハイ・ブル タタ：タタ・パ・リュ・ハイ・ブル	タタ：タタ・パ・リュ・ハイ・ブル タタ：タタ・パ・リュ・ハイ・ブル
備考	LSD-2 扉：LSD-8 扉：LSD-8	

2F

室名	男子トイレ	
床	ビニル床シート	タタミ SR9-12800 PE-22
巾木	ケイ膜貼り100角	
壁	ケイ膜貼り100角	壁：INAXミナモトタタミ タタミ：INAXタタミ NS内装用タタミ 目地色：白M-10
天井	ケイ膜板+EP塗装	塗装色：
備考	SSK-1 三方枠：N-25 3分枠	甲板：初代タタミ 洗面加付：B-43タタミ 脱衣カ：扉：タタミ

室名	女子トイレ	
床	ビニル床シート	タタミ SR9-12800 PE-22
巾木	ケイ膜貼り100角	
壁	ケイ膜貼り100角	壁：L81 タタミ：INAXミナモトタタミ タタミ：INAXタタミ NS内装用タタミ 目地色：白M-10
天井	ケイ膜板+EP塗装	塗装色：
備考	SSK-1 三方枠：N-25 3分枠	甲板：タタミ初代タタミ 洗面加付：B-03タタミ 脱衣カ：扉：タタミ

室名	みんなのトイレ	
床	ビニル床シート	タタミ SR9-12800 PE-22
巾木	ケイ膜貼り100角	
壁	ケイ膜貼り100角	壁：L26 タタミ：INAXミナモトタタミ タタミ：INAXタタミ NS内装用タタミ 目地色：白M-10
天井	ケイ膜板+EP塗装	塗装色：
備考	LSD-5 三方枠：N-25 3分枠 扉：37-800 3分枠	甲板：タタミ初代タタミ

2F

室名	会議室	
床	ビニル床シート	タタミ：タタミ初代タタミ PM-32
巾木	ビニル床木	タタミ：タタミ初代 PM-3
壁	ビニル床貼り	タタミ：タタミ初代 LY-19115
天井	タタミ初代化粧板	和室用タタミ：タタミ タタミ：タタミ初代 12山 タタミ：タタミ初代
備考	LSD-1 三方枠：N-25 3分枠 扉：内側22-80C 扉：外側15-50B	初代タタミ タタミ：タタミ初代 タタミ：タタミ初代

室名	倉庫	
床	タタミ初代金ごて仕上	
巾木	タタミ初代：タタミ初代	タタミ：タタミ初代 PM-32
壁	タタミ初代：タタミ初代 タタミ初代：タタミ初代	タタミ：タタミ初代 LY-19111
天井	化粧板：タタミ初代	
備考	LSD-2 三方枠：22-80C 扉：22-80C	

室名	給湯室 (1)	
床	ビニル床シート	タタミ：タタミ初代 PM-7
巾木	ビニル床木	タタミ：タタミ初代 PM-32
壁	ビニル床貼り	タタミ：タタミ初代 LY-19111
天井	化粧板：タタミ初代	
備考	SSK-1 三方枠：N-25 3分枠	

室名	事務室	
床	ビニル床シート	タタミ：P-ポリウレタン
巾木	ビニル巾木	タタミ：リノ木
壁	ビニル貼	リノカラ
天井	ウレタン化粧吸音板	和室障子：リノ
備考	LSD-2 枠：N-25 3分 扉：15-50B	LSD-11 枠：N-25 3分 扉：15-50B
		額縁：09-20D タタミ：リノ

室名	男子更衣室	
床	ビニル床シート	タタミ：P-ポリウレタン
巾木	ビニル巾木	タタミ：リノ木
壁	ビニル貼	リノカラ
天井	化粧せっこうボード	
備考	LSD-10 枠：N-25 3分 扉：15-50B	LSD-7 枠：N-25 3分 扉：15-50B

室名	用具貸出所	
床	タイル張り200角	sarwa 玄路 目地色：濃灰M-3
巾木	ビニル巾木	タタミ：リノ木
壁	ビニル貼	リノカラ
天井	ウレタン化粧吸音板 化粧ボード	和室障子：リノ
備考	LSD-11 枠：N-25 3分 扉：15-50B	三方枠：09-20D

室名	女子更衣室	
床	ビニル床シート	タタミ：P-ポリウレタン
巾木	ビニル巾木	タタミ：リノ木
壁	ビニル貼	リノカラ
天井	化粧せっこうボード	
備考	LSD-10 枠：N-25 3分 扉：15-50B	

室名	給湯室 (2)	
床	ビニル床シート	タタミ：P-ポリウレタン
巾木	ビニル巾木	タタミ：リノ木
壁	ビニル貼	リノカラ
天井	化粧せっこうボード	
備考	SSK-2 三方枠：N-25 3分 扉：15-50B	

室名	休憩室	
床	ビニル床シート	タタミ：P-ポリウレタン
巾木	ビニル巾木	タタミ：リノ木
壁	ビニル貼	リノカラ
天井	化粧せっこうボード	
備考	LSD-2 枠：N-25 3分 扉：15-50B	

2F

室名	事務倉庫	
床	床バウ-	
巾木		
壁	フクリト打放し補修 ボード素地	
天井	化粧はっこうボード	
備考	LSD-9 枠：N-25 3分枠 扉：	

2F

室名	授乳コーナー	
床	ビニル床シート	タタミ：バ-リュウ-タ-ブル PM-17
巾木	ビニル巾木	タタミ：ワト巾木 HB-36
壁	ビニル吸貼り	リリカラ LY-18306
天井	0.9mm化粧吸音板	リリカラ ストライト 12山 ワイドワット
備考	SSK-3 三万枠：N-25 3分枠	

2F

室名	作業員詰所	
床	ビニル床シート	タタミ：バ-リュウ-タ-ブル PM-7
巾木	ビニル巾木	タタミ：ワト巾木 HB-32
壁	ビニル吸貼り	リリカラ LY-19111
天井	0.9mm化粧吸音板	
備考	LSD-3 枠：N-25 3分枠 扉：	

室名	屋外男子トイレ	
床	タタミ貼り150角	NAXタタミタタミ KS-1 目地色：
巾木	タタミ貼り100角	壁：INAXタタミタタミ タタミ：INAXタタミ NS内装用タタミ
壁	タタミ貼り100角	
天井	タタミ板・EP塗装	塗装色：
備考	KD-1 枠：N-20 3分枠 扉：N-20 3分枠	タタミ：タタミタタミ タタミ：タタミタタミ タタミ：タタミタタミ

2F

室名	救護室	
床	ビニル床シート	タタミ：バ-リュウ-タ-ブル PM-17
巾木	ビニル巾木	タタミ：ワト巾木 HB-36
壁	ビニル吸貼り	リリカラ LY-19111
天井	0.9mm化粧吸音板	リリカラ ストライト 12山 ワイドワット
備考	LSD-4 枠：N-25 3分枠 扉：15-50B	

室名	屋外女子トイレ	
床	タタミ貼り150角	NAXタタミタタミ KS-1 目地色：
巾木	タタミ貼り100角	壁：INAXタタミタタミ タタミ：INAXタタミ
壁	タタミ貼り100角	
天井	タタミ板・EP塗装	塗装色：
備考	KD-1 枠：N-20 3分枠 扉：N-20 3分枠	タタミ：タタミタタミ タタミ：タタミタタミ タタミ：タタミタタミ

2F

室名	屋外多目的トイレ		
床	タイル貼り150角	INAXタイル400×400	KS-1 目地色：○
巾木	タイル貼り100角	壁：INAXタイル400×400 タイル：INAXタイル	壁：L96 タイル：L01FB
壁	タイル貼り100角		
天井	タイル板+EP塗装	塗装色：○	
備考	SD-5 枠：○ 扉：○	甲板：タイル板+EP塗り	

Rf

室名	風除室		
床	ビニルシート タイル貼り400×400	タイル：タイルSE	397-75
巾木	ビニル巾木	タイル：タイル巾木	HB 32
壁	ビニル貼り	タイルカラー	LY-19111
天井	吸音板+化粧吸音板		
備考			

屋外階段	タイル塗装防水	田島タイル	タイル：粗面仕上
	タイル：金物		
ピロティ	床材貼り300角	sanwa 玄路 NSタイル	GS-314 目地色：濃灰M-3
	丸柱塗装	タイル：タイル	CS-8A 目地：タイル
デッキ	タイル塗装防水+タイル		
	階段下		
バラベットの	タイル塗装防水	田島タイル	タイル：粗面仕上
屋上フロア	タイル色：タイル		
タイルカラー	塗装色：15-40B		

確認事項
保留事項

工 事 週 報 (建築)

工 事 名 称	平成22年度引地川公園ゆとりの森整備工事その1						現場代理人	監督員氏名又は監理事務所	監督員又は監理
請 負 業 者	亀井工業株式会社						●	セントラルコンサルタント(株)	●
H23年 10月 2日 ～ H23年 10月 8日	10月2日 (日)	10月3日 (月) 曇り	10月4日 (火) 晴れ	10月5日 (水) 雨	10月6日 (木) 晴れ	10月7日 (金) 晴れ	10月8日 (土) 晴れ	週 計	累 計
職 種	出面(人)	出面(人)	出面(人)	出面(人)	出面(人)	出面(人)	出面(人)	(人)	(人)
大 工								0	0
型 枠 工								0	911
と び 工								0	145
鉄 筋 工								0	421
圧 接 工								0	40
溶 接 工								0	14
金 属 工							1	1	88
組 積 工								0	12
防 水 工		1	1	1				3	73
石 工								0	1
タ イ ル 工		2	2	2	2	1	2	11	15
板 金 工							2	2	100
左 官 工		2	2		4			8	360
木 製 建 具 工								0	8
鋼 製 建 具 工								0	76
硝 子 工			2					2	16
塗 装 工			2					2	42
内 装 工		2					2	4	98
は つ り 工								0	31
特殊作業員								0	19
普通作業員								0	0
軽 作 業 員								0	0
運転手(特殊)								0	82
運転手(一般)								0	0
造 園 工								0	0
交通整理員		1	1	1	1	1	1	6	266
測量工・墨出工								0	24
外 構 工								0	0
土 工								0	196
山留・杭打工								0	138
仮 設 工								0	116
現 場 試 験								0	22
								0	0
計	0	8	10	4	7	2	8	39	3314
記 事									
1.材料搬入状況	10/5(水)シャワー室タイル搬入								
2.製作図承諾									
3.諸官庁届出書類									
4.各種試験	10/7(金)13:00～ 大和市長内覧								
5.指摘事項									
6.作業内容	10/2(日)現場全休日								
	10/5(水)10:30～ 災害防止協議会								

工 事 週 報 (建築)

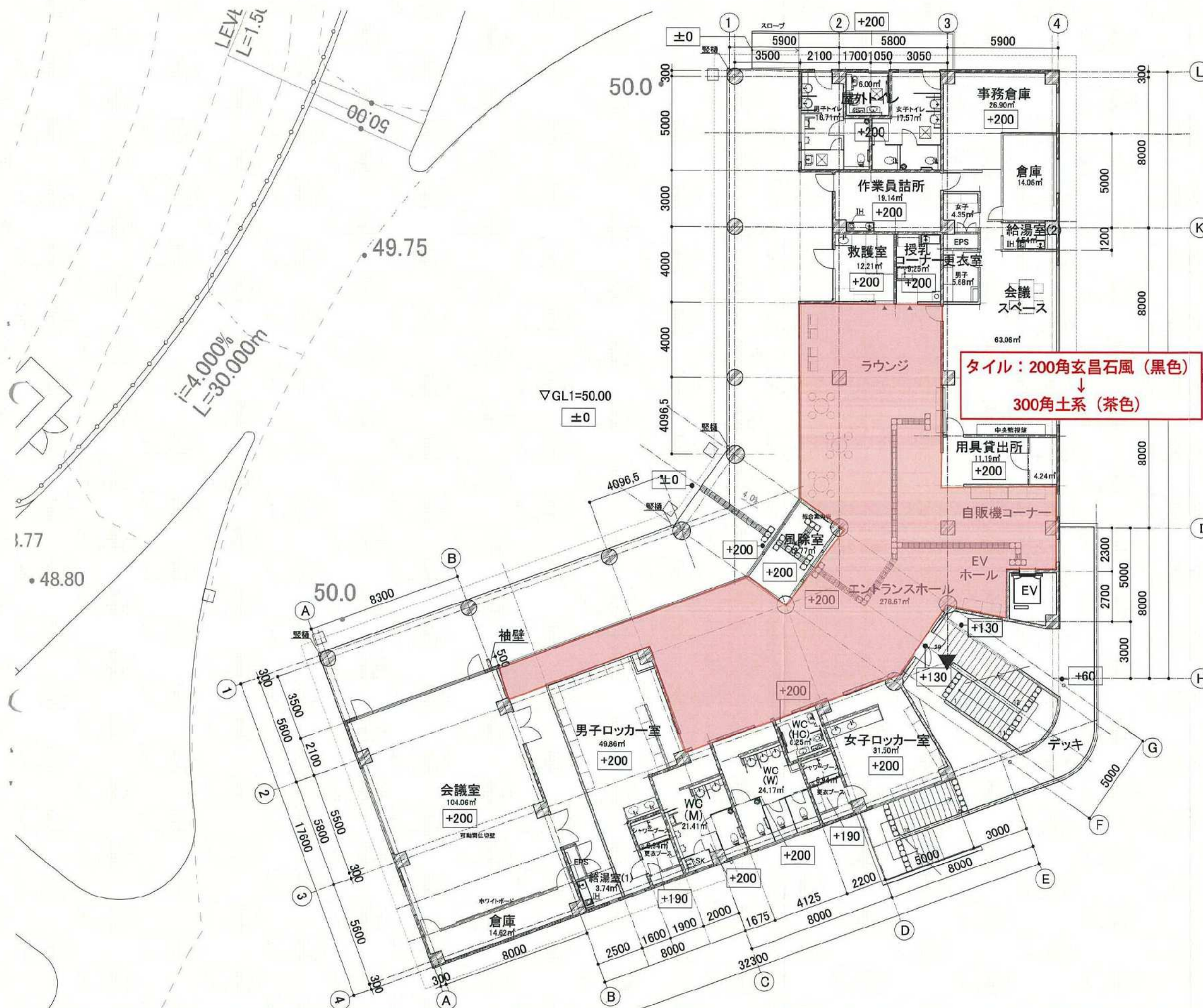
工事名称	平成22年度引地川公園ゆとりの森整備工事その1						現場代理人	監督員氏名又は監理事務所	監督員又は監理
請負業者	亀井工業株式会社						●	セントラルコンサルタント(株)	●
H23年 10月 16日 ～ H23年 10月 22日	10月16日 (日)	10月17日 (月)	10月18日 (火)	10月19日 (水)	10月20日 (木)	10月21日 (金)	10月22日 (土)	週 計	累 計
職 種	出面(人)	出面(人)	出面(人)	出面(人)	出面(人)	出面(人)	出面(人)	(人)	(人)
大 工								0	0
型 枠 工								0	912
と び 工								0	145
鉄 筋 工								0	421
圧 接 工								0	40
溶 接 工								0	14
金 属 工								0	88
組 積 工								0	12
防 水 工								0	73
石 工								0	1
タ イ ル 工		2						2	23
板 金 工								0	101
左 官 工					2	1		3	367
木製建具工								0	8
鋼製建具工				1				1	77
硝 子 工								0	16
塗 装 工		2	2					4	56
内 装 工								0	106
は っ り 工								0	31
特殊作業員			3					3	23
普通作業員								0	0
軽 作 業 員								0	0
運転手(特殊)								0	82
運転手(一般)								0	0
造 園 工								0	0
交通整理員		1	1	1	1	1		5	276
測量工・墨出工								0	24
外 構 工								0	0
土 工						2		2	201
山留・杭打工								0	138
仮 設 工				4				4	126
現 場 試 験								0	22
								0	0
計	0	5	6	6	3	4	0	24	3383
記 事									
1.材料搬入状況	10/18(火)ホワイトボード搬入、自立サイン搬入、10/19(水)ガリルシャッター搬入、10/21(金)コンクリート搬入								
2.製作図承諾									
3.諸官庁届出書類									
4.各種試験	10/19(水) PM12:00～13:00 大和市長内覧								
5.指摘事項									
6.作業内容	10/16(日)現場全休日								
	10/21(金)北側スロープ土間コン打設								

請 負 工 事 打 合 せ 簿

発 議 者	■ 発注者 □ 請負者	発議年月日	平成 23 年 10 月 19 日
発 議 事 項	■ 指示 □ 協議 □ 通知 □ 承諾 □ 提出 □ 報告 □ 届出 □ その他 ()		
工事等の名称	平成22年度引地川公園ゆとりの森整備工事その1		
(内容)			
1. エントランスホール等主要な床タイルの変更 ・ みどり公園課の要望により、汚れが目立つ黒（玄晶石風）から茶色（土系）のタイルに急遽変更することになった。 それに伴いタイルのサイズと厚みが異なってくるため、割付のやり直し、下地の再調整も行うこと。 変更範囲は添付図面を参照			
(以上)			
処 理 回 答	発注者	上記について ■ 指示 □ 承諾 □ 協議 □ 通知 □ 受理 します。 □ その他 ()	平成 23 年 10 月 19 日
	監理者	上記について □ 指示 ■ 承諾 □ 協議 □ 通知 □ 受理 します。 □ その他 ()	平成 23 年 10 月 19 日
	請負者	上記について ■ 了解 □ 協議 □ 提出 □ 報告 □ 届出 します。 □ その他 ()	平成 23 年 10 月 19 日

監 督 員	係長・主幹	課長・参事	監理者	現場代理人	主任(監理)技術者
●	●	●	●	●	●

(注) 打合せの都度 3 部作成し、各々保管する。



- 凡例
- 雨水枡
 - ⊠ アルミ製床下点検口600角
 - 堅樋



セントラルコンサルタント株式会社 一級建築士事務所
 一級建築士事務所 第7583号 一級建築士登録第239108号 小野寺 敬

名称	平成22年度引地川公園ゆりの森整備工事その1	図面番号	A-11
図面内容	2階平面図	縮尺	1/200

第 23 回 分科会				年 月 日	2011.10.27
				ペ ー ジ	1/1
工 事 名 称	平成22年度引地川公園ゆとりの森整備工事その1			記 録 者	■
日 時	平成23年10月27日 (木) 15:00~		場 所	現場事務所 会議室	
出 席 者	施主	大和市 みどり公園課 管財課	☐ ☐ ☐ ☐	※敬省略	
	設計監理	建築 ミトラリコンサルtant(株)	☐ ☐ ☐ ☐		
	電気設備		☐ ☐ ☐ ☐		
	機械設備		☐ ☐ ☐ ☐		
	工事施工	建築 亀井工業(株)	☐ ☐ ☐ ☐		
【建築】分科会議			【決定・確認事項】		
1	前回分科会議事録の確認				
2	監理者指示事項 ・10月19日 大和市長 仕上材選考会実施 右記変更指示 ⇒ ※公園側「施設名称」の文字間隔を現状より広くする。 ・目隠しフェンスに取合うウッドデッキの束材は転倒防止の施工を検討する事。			床タイル: sanwa TI-フローア #57(エントランスホール) 石調吹付塗装: SK化研 CS-9K(腰壁) CS-11C(巾木) 壁クロス: リリカラ LY-18815(腰上) メーカーと協議し、対応をする。	
3	保留事項の確認及び今回議題 「質疑・回答書」別紙				
4	各種仕上材について 別紙、仕上表参照。 サイン工事打合せ 基本プラン提出			保留事項: 屋外トイレ ボーダー柄変更。 ⇒設計監理にて、インクジェット色・書体・英字の確認を行い 1週間程度でチェックバック ⇒次回、定例会にてみどり課へ提出。	
5	現場巡視 硝子飛散防止フィルム CK-50×SR(一番色の薄い物) 衝突防止ステッカー FL+800・FL+1300 「受付カウンター」横のサイン寸法変更。 W=600⇒470mm			製作図修正。	
6	その他 23年度発注工事のシールドター設置が当建物と同時に完了検査を受けなければならない為、市の発注状況を確認する。			検査関係のスケジュールは、シールドターの設置に従う。 消防等も含めて軽微な変更の処置	
6	提出書類			受領書類	
提出日	分類	書類・図面名称	部 数	受領日	書類・図面名称
10/27	計画書	仕上ユニット施工計画書(修正)	3部		
10/21	施工図	エントランス床タイル割付図(修正)	メール		
10/27	製作図	洗面化粧台製作図(承認)	3部		
10/27	製作図	ウッドデッキ割付図(承認)	3部		
次回までの確認事項					

No.23		「質疑・回答」		年 月 日	2011.10.27
				ペ ー ジ	1/1
工 事 名 称		平成22年度引地川公園ゆとりの森整備工事その1		質 疑 者	■
No.	図面番号	【 質 疑 】	【 回 答 】		
1		【保留事項】 用具貸出所のレイアウトについて指示願います。	1 次回へ保留。 LGS・ボード・クロス程度の工事で納める。		
2		【質疑事項】 各種仕上材について 仕上表(別紙)確認 ※保留項目 屋外トイレ ボーダー柄変更。	2 ⇒屋外男子トイレ ボーダータイル:L73FB(水色) 屋外女子トイレ ボーダータイル:L81FB(ピンク)		
3		公園側の飛散防止フィルムを施工するにあたり、強化ガラス 「認定マーク」ステッカーを剥がしてもよろしいでしょうか。	3 ステッカーを剥がしてフィルム貼り ⇒ ステッカーは復旧する。		
4		床タイルの変更に伴い発生する費用について 対応方法についてご検討願います。(別紙概算)	4 管財課へ増減見積書(別紙)提出。 みどり公園課共 査定及び検討をして頂く。		
5		受水槽廻りのフェンス設置範囲について確認。 (別紙:受水槽躯体図)	5 設置済みの基礎面から1mを離隔する。 扉の位置は、その3工事で設置するポンプを将来的に交換 することを想定した位置とし、階段南面に設ける。		
今回までの保留事項					

平成 23 年度

(関係部分抜粋) 資料C-8

契約番号
22-3791-0

1823264

執行伺変更書(変更契約依頼書)

所属 224000 環境農政部 みどり公園課
会計起案日 平成 24年 2月 7日
予算区分

科目	款 *****	項 *****	目 *****
事業	*****		
目	*****	細 節 *****	細々節 *****

予算配当額	0円	執行伺額(税抜)	執行伺額(税込)
執行伺累計額	0円		
予算配当残額	0円	*****円	*****円

起案者氏名		内 線	5450
-------	--	-----	------

件名	平成22年度引地川公園ゆとりの森整備工事その1
----	-------------------------

契約方法		条件付一般競争入札	
契約分類区分		工事	業 種 0020 建築一式
履行場所		大和市福田字乙九ノ区4112外	
相手方	業者名	109073-0 亀井工業(株)	
	代表者職氏名	代表取締役 島村 哲夫	
	住 所	神奈川県茅ヶ崎市南湖1-4-25	

変更事項		変更前	変更後	請負比率
	履行開始日	*****	*****	*****
	履行終了日	*****	*****	*****
	設計金額	*****	*****	*****
	契約金額	*****	*****	*****
	消費税	*****	*****	*****

変更理由	①主管課要望に関する変更
	②⑤工事進捗中に生じた現場の納まりに関する変更
	③精度を高めるなど施工性に関する変更
	④意匠コンセプト変更に関する変更

変更内容	①床タイルの仕様変更
	②屋上機械置場フェンスの仕様変更
	③屋根左官工事の仕様変更
	④金属建具の枠仕様変更
	⑤屋上パラペットの仕上げ変更

係 員	係 長	課 長

担当	係長(主幹)	課長(参事)	部長	教育長	副市長	市長
				**	**	**

財政課長	会計管理者
**	**

受付欄

「平成22年度 引地川公園ゆとりの森整備工事 その1」

内容変更概要書

変更工事一覧

内訳	工事細目	変更理由	変更内容	備考
No.7	コンクリート工事・鉄筋工事 梁の形状変更	シャッターの納まり上支障があるため梁形状を変更。	⇒ 数量変更	内訳P5, 8
No.4	既製コンクリート 補強コンクリートブロック	みどり公園課の要望によるコインシャワー対応に伴い設備配管が複雑になったため、シャワー室壁の下地をブロックからLGSへ変更。	ブロック ⇒ LGS ⇒ ラスボード	内訳P10, 32
No.6	防水工事 地下壁防水	塗膜防水「セメント結晶増殖塗膜」をよりクラックに追従性のある「パテックスB-2」に変更。 【同等品以上】	ダイパックス ⇒ パテックス	内訳P11
No.5	防水工事 パラペット天端仕上	展望デッキ手摺の控えをパラペット天端へ打込む為、RE塗装から防水性の優れたウレタン防水へ変更。	複層塗材 RE吹付 ⇒ ウレタン系 ⇒ 塗膜防水	内訳P12
No.8	石・タイル ホール他 床タイル	みどり公園課の要望により、急遽汚れの目立つ黒（玄晶石風）から茶（土系）の300角へ。	200×200 塩ビシート ⇒ 300×300 200×200	内訳P13
No.10	石・タイル ホール他 床タイル	・用具庫を用具貸出所に変更することに伴い、意匠性を考慮して、床仕上げを塩ビシートから磁器質タイルに変更。	塩ビシート ⇒ 磁器質タイル 200×200	内訳P13, 31
No.11	石・タイル 段鼻タイル	階段仕上に塗膜防水を行う為、タイル埋込みから、後付け金物に変更。	磁器質 段鼻タイル ⇒ ステンレス ⇒ ノズリアップコーナ	内訳P13, 19
No.12	石・タイル 巾木タイル	意匠コンセプトの変更に伴いタイルから木製へ変更。	磁器質 タイル ⇒ 木材 ⇒ OSC塗装	内訳P13, 36
No.13	石・タイル ライニング甲板	設備との取り合い調整の為、サイズ変更	W250 1.7m ⇒ W300 11.5m	内訳P13
No.14	石・タイル 床誘導ブロック	階段仕上に塗膜防水を行う為、ブロック埋込みから、後貼りシート系に変更。	誘導ブロック ⇒ 塩ビシート	内訳P14, 36
No.15	屋根及び樋 ステンレス	東面の軒樋に堅樋を設置するとともに、堅樋の一部を外壁色に合わせ白色の塩ビ製に変更。	SUS 100φ 33.2m ⇒ SUS 14m 塩ビ 19.2m	内訳P15
No.16	屋根及び樋 鹿瓦葺き	重量な日本瓦から軽量な金属製に変更をし、大屋根と同色にして統一性を持たせる。	日本瓦 ⇒ 金属瓦 LGS オート	内訳P16, 32, 35
No.17	金属工事	2階デッキから展望テラスまでの階段にも手摺を設置するとともに、外壁色に合わせ白色の塩ビ製2段手摺に変更。	SUS製 ⇒ 塩ビ製	内訳P18
No.18	金属工事 機械置場フェンス	室外機設置後の現場検証をふまえ、室外機が完全に隠れるよう北側の囲いと高さを増設。	H=2,350 外周15.2m ⇒ H=2,430 ⇒ 外周22.5m	内訳P18
No.19	金属工事 溝蓋	建具に含まれるため	SUS W150 ⇒ 建具に含む	内訳P19
No.20	金属工事 HH点検口	歩道部分につき、重量車両の進入が無い為、軽量蓋に変更。	T-6 ⇒ T-2	内訳P19
No.21	金属工事 天井点検口	設備工事の指示により数量増。 凸ボード割付に伴い、フラットボードの600×600に納まる点検口を選定。	38ヶ所 600×600 ⇒ 50ヶ所 ⇒ 450×450	内訳P19
No.22	左官工事 屋根下地	湾曲面の施工精度を高くするために、パーライトモルタル調整を最小限とし、普通コンクリートを増打ちする	パーライトモルタル ⇒ パーライトモルタル 852㎡ ⇒ 270㎡	内訳P5, 20
No.23	左官工事 外壁上げ裏	軒裏結露防止の為、RE塗装から外装薄塗材Eリシン吹付けに変更。	RE塗装 ⇒ リシン	内訳P21

内容変更概要書1

	工 事 細 目	変 更 理 由	変 更 内 容	備 考
No.1	木製建具工事 フスマ	休憩室（和室）から倉庫（事務室同等）の内装に変更の為、フスマ不要。	フスマ ⇒ 取止め	内訳P22
No.2	金属建具工事 LSD1	面積区画による、耐火間仕切りの指示に伴い、扉を『特定防火仕様』に吊り直し。	一般ドア ⇒ 特定防火仕様	内訳P25
No.3	金属建具工事 LSD枠	意匠コンセプトの変更に伴い SUS枠からSD枠に変更 木製腰見切りの追加	SUS枠 ⇒ SD枠	内訳P25~27, 36
No.4	金属建具工事 LSD11	用具貸出所として利用するにあたり、引戸を片開き戸へ変更する。また、バックヤードにLSD11を増設する。	引き戸 1ヶ所 ⇒ 片開き戸 2ヶ所	内訳P27
No.5	契約なし（金属建具） 手動バリアシャッター	1階エレベーター前室に防犯設備を設ける。 安価な設備として、手動ゲリルシャッターを設置。	なし ⇒ 手動式 スチールバリアシャッター	内訳P28
No.6	塗装工事 ボード壁 EP塗装	倉庫の内壁については、経年劣化による影響を考慮し、改修期間がEP塗装よりも長い、ビニールクロスへ変更。	EP塗装 ⇒ ビニールクロス	内訳P30
No.7	内装工事 畳・畳下地	休憩室（和室）から倉庫（事務室同等）の内装に変更の為、畳不要。	畳 ⇒ 塩ビシート	内訳P31
No.8	内装工事 天井ロックール吸音版	用具庫を用具貸出所として利用するにあたり、エントランスホールと同じ天井材に変更。	GB-D ⇒ DR	内訳P32
No.9	内装工事 天井ロックール吸音版 凹凸ボード	天井器具等により、凹凸化粧の割付が困難な部屋は、フラットボードとする。 （作業員詰所・用具貸出所）	一部 凹凸ボード ⇒ フラットボード	内訳P31
No.10	外装工事 樹脂系砂利舗装	屋外階段下の立ち入り防止の為、設置	なし ⇒ 樹脂系砂利舗装	内訳P32
No.11	仕上ユニット 押入れ造作	休憩室（和室）から倉庫（事務室同等）の内装に変更の為、 木工事なし 且つ、収納不要。	押入れ 取止め 長押 ⇒ 取止め 畳寄せ ⇒ ソフト巾木	内訳P33
No.12	仕上ユニット 定礎	特に不要の為、取止め。	定礎 ⇒ 取止め	内訳P36
No.13	外構工事 アンカーボルト	受水槽基礎打込みは、機械設備（別途業者）と重複していた為、取止め。	ボルト材工 ⇒ 取止め	内訳P39
No.14	外構工事 フェンス設置	受水槽廻りの造成工事との工程調整が難しいため、受水槽廻りのメッシュフェンスは、屋外造成工事（別途業者）の範囲に変更する。	メッシュフェンス ⇒ 取止め	内訳P39
No.15	契約なし（外構工事） 階段下フェンス	階段下へ第三者が進入しない様に防犯措置としてフェンスと扉を設ける。	なし ⇒ メッシュフェンス	内訳P39
No.16	共通仮設 室内化学物質測定	測定対象となる部屋数は6ヶ所とする。 （作業員詰所・救護室・授乳室・事務室 会議室・エントランスホール）計6ヶ所	15室 ⇒ 6室	内訳P41

平成22年度引地川公園ゆとりの森整備工事その1(内容変更)

設計書

大和市役所総務部管財課

				平成 24 年 1 月			
年 度	平成 22 年度	事業種別	工事(建築)	大和市役所総務部管財課			
変 更 設 計 書							
工 事 名	平成 22 年度引地川公園ゆとりの森整備工事その 1 (内容変更)						
工 事 場 所	大 和 市 福 田 字 乙 九 ノ 区 4112 外						
竣工予定(変更後) 年 月 日	平成 24 年 2 月 15 日	所要日数		日			
新築工事に伴う、以下の変更工事を行う							
変更概要		変更理由					
① 床タイルの仕様変更 ② 屋上機械置場フェンスの仕様変更 ③ 屋根左官工事の仕様変更 ④ 金属建具の枠仕様変更 ⑤ 屋上パラベットの仕上げ変更		①: 主幹課要望に関する変更 ②, ⑤: 工事進捗中に生じた現場の納まりに関する変更 ③: 精度を高めるなど施工性に関する変更 ④: 意匠コンセプト変更に関する変更					
原 設 計 金 額	金 358,291,500 円也	変更設計金額		金 358,291,500 円也			
当初請負金額	金 314,769,000 円也	変更請負金額		金 314,769,000 円也			
担 当		検 算		主 幹 ・ 係 長		参 事 ・ 課 長	

大和市 1

名 称	形 状 寸 法	原 設 計			変 更 設 計				
		数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額
9 石 タイル									
外部 床 タイル	磁器質 300角 無釉 圧着張り	242	m ²	16,000	3,872,000	242	m ²	16,000	3,872,000
ホール他 床 タイル	磁器質 200角 無釉 圧着張り	260	m ²	22,800	5,928,000	41.0	m ²	22,800	934,800
ホール他 床 タイル	磁器質 300角 無釉 圧着張り	0	m ²	30,800	0	219	m ²	30,800	6,745,200
シャワー 床 タイル	磁器質 150角 無釉 圧着張り	10.2	m ²	10,100	103,020	10.2	m ²	10,100	103,020
トイレ 床 タイル	磁器質 150角 無釉 圧着張り	79.8	m ²	10,100	805,980	79.8	m ²	10,100	805,980
段鼻 タイル	磁器質 300用 無釉 圧着張り	51.4	m	8,420	432,788	51.4	m	8,420	432,788
段鼻 タイル	磁器質 150垂付 無釉 圧着張り	84.0	m	4,110	345,240	0	m	4,110	0
巾木 タイル	磁器質 H150 無釉 圧着張り	125	m	3,130	391,250	0	m	3,130	0
シャワー 壁 タイル	陶器質 100角 施釉 接着張り	37.6	m ²	7,050	265,080	37.6	m ²	7,050	265,080
トイレ 壁 タイル	陶器質 100角 ケイカル 面 施釉 接着張り	11.9	m ²	7,050	83,895	11.9	m ²	7,050	83,895
トイレ 壁 タイル	陶器質 100角 施釉 接着張り	215	m ²	7,050	1,515,750	215	m ²	7,050	1,515,750
トイレ 壁 タイル	陶器質 100角 ケイカル 面 施釉 接着張り	23.9	m ²	7,050	168,495	23.9	m ²	7,050	168,495
ライニング甲板	人工大理石 W150 * t20	17.3	m	19,100	330,430	17.3	m	19,100	330,430
ライニング甲板	人工大理石 W250 * t20	1.7	m	31,500	53,550	0	m	31,500	0
ライニング甲板	人工大理石 W300 * t20	0	m	26,800	0	11.5	m	26,800	308,200

高座渋谷駅前複合ビル建設事業
設計、建設に関する業務要求水準書

平成18年7月14日

大 和 市

《 目 次 》

1. 総 則	1
1.1. 本要求水準書の位置付け	1
1.2. 市と事業者の業務分担	2
2. 施設設計要件	3
2.1. 基本条件	3
2.2. 適用法令等	4
2.3. 適用基準等	4
2.4. 事業計画地整備図	5
2.5. 敷地周辺インフラ整備状況	5
2.6. 周辺地盤データ	6
2.7. 土地利用履歴	6
2.8. 埋蔵文化財関連	6
3. 施設設計要求水準	7
3.1. 施設概要	7
3.2. 施設全体の整備方針	8
3.3. 機能相関図	13
3.4. 諸室の整備要件	14
3.5. 外構の整備要件	41
4. 設計、建設に関する業務	42
4.1. 設計業務	42
4.2. 監理業務	44
4.3. 建設業務	44

1. 総 則

1.1. 本要求水準書の位置付け

本「高座渋谷駅前複合ビル建設事業 設計、建設に関する業務要求水準書」(以下「本書」という)は大和市(以下「市」という。)が、高座渋谷駅前複合ビル建設事業(以下「本事業」という。)の施設整備業務を遂行する事業者を募集及び選定するに当たり、公募に参加しようとする者を対象に交付する「募集要項」と一体のものとして位置付けるものであり、本事業の施設設計業務について、市が選定事業者に要求する施設設計性能を示し、本事業の公募に参加する提案に具体的な指針を示すものである。

また、本書の記載事項の適用範囲については公共施設部分^{※1}のほか、民間施設^{※1}、その他施設部分^{※1}を含んだ本施設全体が含まれるものとするが、本書及び募集要項に記載のない「民間施設」及び「その他施設」に対する規定については公募参加者の提案によるものとする。

※1：公共施設部分、民間施設部分、その他施設部分の区分については、実施方針 1.4「建設施設」によるものとする。

1.2. 市と事業者の業務分担

施設整備業務における市と事業者の業務分担を下記に示す。

表 1-1 市と事業者の業務分担

大分類	中分類	小分類	業務内容	市	業務分担	
					公共施設部分	民間施設部分
大分類	中分類	小分類	業務内容	市	事業者	事業者
本施設の設計、建設に関する業務	a. 本施設の基本設計及び実施設計業務	1. 事前調査業務	基地測量調査	各種申請に必要な測量調査を行う	●	
			地質調査		●	
			ボーリング調査		●	
		2. 設計業務	基本設計業務	施設整備に係る基本設計		●
			実施設計業務	施設整備に係る実施設計		●
			その他業務	その他関連する業務		●
		3. 周辺環境等影響調査・対策業務	周辺環境等影響調査・対策業務	調査の実施及び対策の設計・実施		●
			電波障害等調査・対策業務	調査の実施及び対策の設計・実施		●
	b. 本施設の建設業務	1. 用地確保業務	用地の取得		●	
		2. 建設業務	撤去工事	地中埋設物撤去工事		●
			建設工事	本施設整備に係る建物建設工事		●
		3. 外構整備工事		本施設整備に係る外構整備工事		●
		4. その他業務		電気、ガス、上下水道、電話回線の引き込み等		●
	c. 本施設の工事監理業務	1. 工事監理業務	工事監理業務			●
	d. 建築確認申請等の手続き業務及び関連業務	1. 建設工事に伴う各種申請等の業務	申請業務			●
		2. 完工検査業務	完工検査業務	本施設の建設業務完了時に事業者自らの責任において要求水準書に示された内容が満たされている事を確認する		●
		3. 完工確認業務	完工確認業務	要求水準書に示した内容が満たされているかどうかのチェック	●	
		4. 登記業務	表示登記、保存登記			●
		5. 建築物等への保険付保業務	建築物本体への保険付保(火災保険)			●
		6. その他業務	その他関連する業務			●

※1

注記事項

・公共施設部分の事業者が行うべき業務分担の範囲には、公共施設と民間施設との共用部分となる範囲を含むものとする。

※1: 民間施設部分の業務分担について

民間施設及びその他施設部分の設計、建設に必要な各種業務については事業者の責任において適切に行うものとする。また、民間施設建設に起因して発生する業務については全て事業者の業務分担に含めるものとする。

3.2. 施設全体の整備方針

3.2.1 意匠計画の考え方

(1) 外観デザイン・全体配置

- a. 本施設は、高座渋谷のにぎわいの拠点となる事が期待されていることから、駅前広場に面した立地条件を活かした施設配置を行うとともに、高座渋谷駅前の顔づくりを意識した施設デザインがなされることを期待する。
- b. 本施設は、敷地西側に計画される西側商業モールと駅前広場とをつなぐ動線上に位置することから、駅前から西側商業モールへの動線を分断することなく、西側商業モールとの連携した空間形成がなされることを期待する。
- c. 配置計画にあたっては、積極的な緑化、風の道など、人や環境にやさしい計画を配慮すること。また、不審者の監視や死角を作らないなど、安心感、安全性に配慮すること。
- d. 駐車場への出入口設置にあたっては、周辺道路の交通規制や踏切設置位置に配慮し、渋滞等により周辺道路への支障をきたさぬよう安全対策にも十分配慮した計画とすること。

(2) 建築仕様

- a. 事業計画地は厚木海軍飛行場に近い位置にあることから、ジェット機が多く飛来し騒音公害が問題視されている地域となっている。また、敷地東側及び南側は小田急江ノ島線、東海道新幹線の線路に近接していることから、施設計画及び諸室配置にあたっては、騒音、振動等により施設運営に支障をきたさぬよう十分に配慮した計画とすること。
- b. ユニバーサルデザインの理念に則り、誰もが使いやすい施設となるようにする。
- c. 本施設には複数の用途が混在するため、明確なゾーニングにより区分し、初めて訪れる人にとっても目的とする場所が容易に認識でき、わかりやすい諸室配置、空間構成となるよう配慮すること。
- d. 民間施設と公共施設とを合築にて計画する場合には、両施設をシャッター等で、区画を行い、管理区分が明確になるよう配慮すること。また、公共施設部分については、施設区分毎に管理が行える様にすること。
- e. 本施設は複数の用途の施設が複合化される施設となるため、1つの部屋を複数の用途に使用する可能性がある。そのため配置計画にあたっては、各諸室が機能的かつ効率的に配置され複合施設としてのメリットが充分活かされるよう配慮すること。
- f. 色彩計画は、各諸室の利用目的や利用者層に適した色調とする。
- g. 使用する材料（建築資材等）は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に配慮したものとする。
- h. 塗装及び接着剤（建築資材等）は、ホルマリン不検出のものとする。
- i. 省エネルギーに配慮した計画とすること。

第三者調査事務局作成（R6.2.6 提出）

I KOZAの壁の写真（色比較）

↓平成21年10月8日撮影 東側2階の壁面が茶色。



↓平成22年1月12日撮影（竣工式）

東側2階壁面が白になっている。北側壁面は2階も茶色。



平成 21 年 11 月

高座渋谷駅前複合ビル 外壁塗装決定の経過報告

平成 20 年 6 月 24 日

- ・都市整備課(現：街づくり推進課)へ開発指導要綱に伴う外観の協議を行った。
- ・『大規模建築物等景観形成ガイドライン』に基づいた外観計画を景観づくり調書にて提出され、担当課の了解を得た。
- ・調書が提出された際、口頭にて外壁色を明度 4 以上、彩度 2 以下にしてほしいとのお願いをした(調書提出当時は強制力はなし。現在の景観条例では明度 3 以上、彩度 5 以下で規定されている)。

平成 21 年 6 月 16 日

- ・当初壁面緑化の設置箇所が 2 階窓・外壁面を想定していたが、2 階入居予定のテナントから外部(駅前ロータリー)の通行人や利用者等へのアピールができないとの要望が出たため、3 階窓・外壁面へ変更したいとの相談あり(図面にて提示)。

平成 21 年 6 月 29 日

- ・市側から正式に 3 階への壁面緑化設置場所変更の了解をする旨の回答を行う。同時に事業者側から外壁の色について当初グレー系を主体にした色調を予定していたが、茶系の色調へ変更するとの報告を受けた。

平成 21 年 7 月中旬

- ・現場事務所にて外壁塗装に採用する色のサンプルを確認。ベースカラー(5Y7.5/0.5：明度 5、彩度 0.5)と濃い茶系カラー(2.5Y3/1：明度 3、彩度 1)の 2 色であった。

平成 21 年 10 月 27 日

- ・街づくり推進課が現地を視察。現行の景観条例に照らし合わせても支障はないとの報告があった。

以 上

都市整備対策特別委員会

渋谷（南部地区）土地区画整理事業



【都市計画道路 高座渋谷駅東線】

〔区画道路 5-1 号(滝山街道)より〕

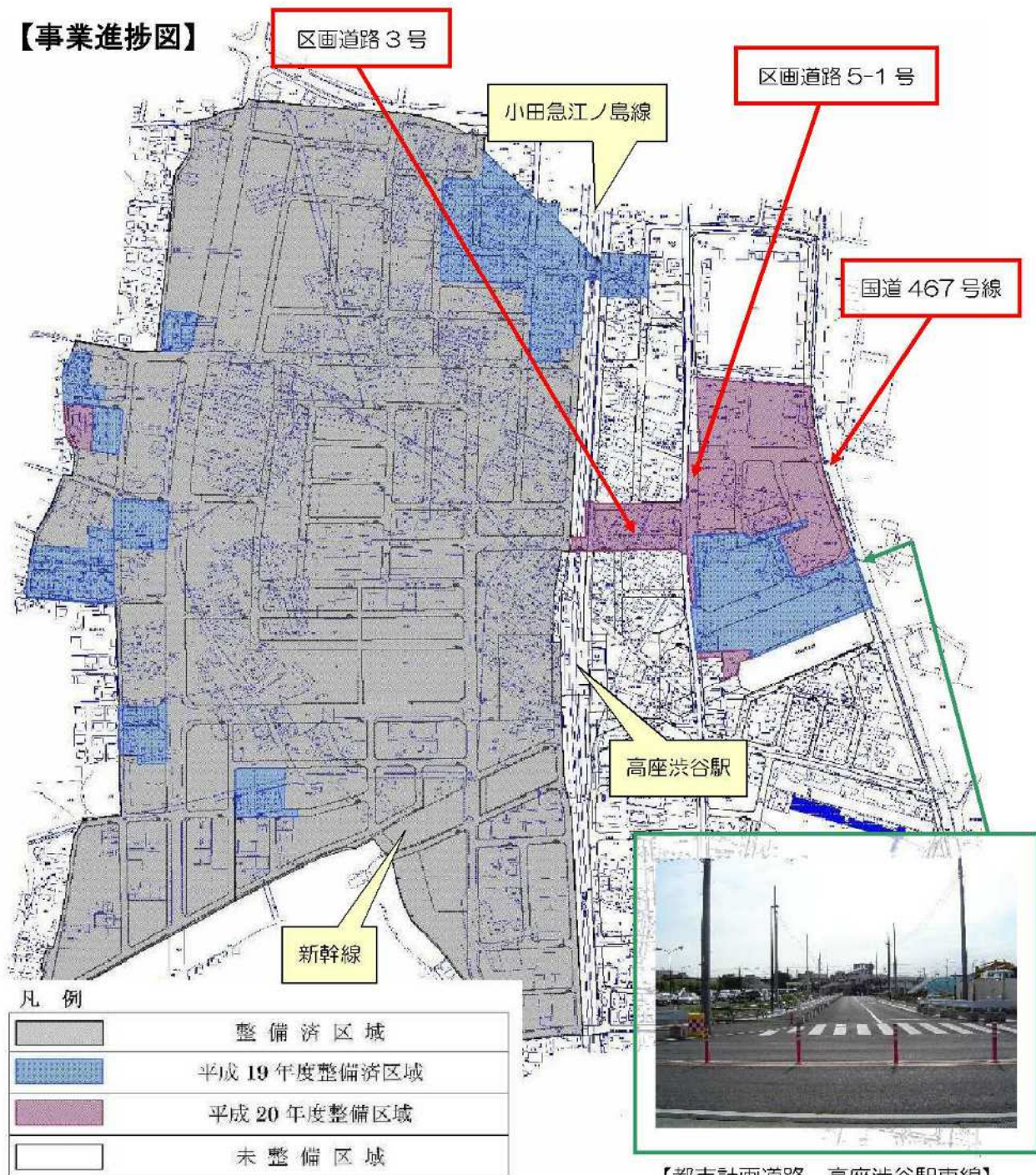
大和市
渋谷土地区画整理事務所
平成20年9月9日(火)

1. 事業進捗状況と平成 20 年度の主な整備内容

(1) 進捗状況

項 目	全 体	平 成 1 9 年 度			平 成 2 0 年 度		
		実 施	累 計	進 捗 率	実施予定	累計予定	予定進捗率
整備面積	42.0 ha	3.0 ha	25.3 ha	60 %	2.2 ha	27.5 ha	65 %
都市計画道路	1,940 m	137 m	1,162 m	59 %	202 m	1,364 m	70 %
区画道路 (歩行者専用道路含む)	12,584 m	1,094 m	8,099 m	64 %	610 m	8,709 m	69 %
建物移転棟数	945 棟	82 棟	653 棟	69 %	54 棟	707 棟	74 %

【事業進捗図】



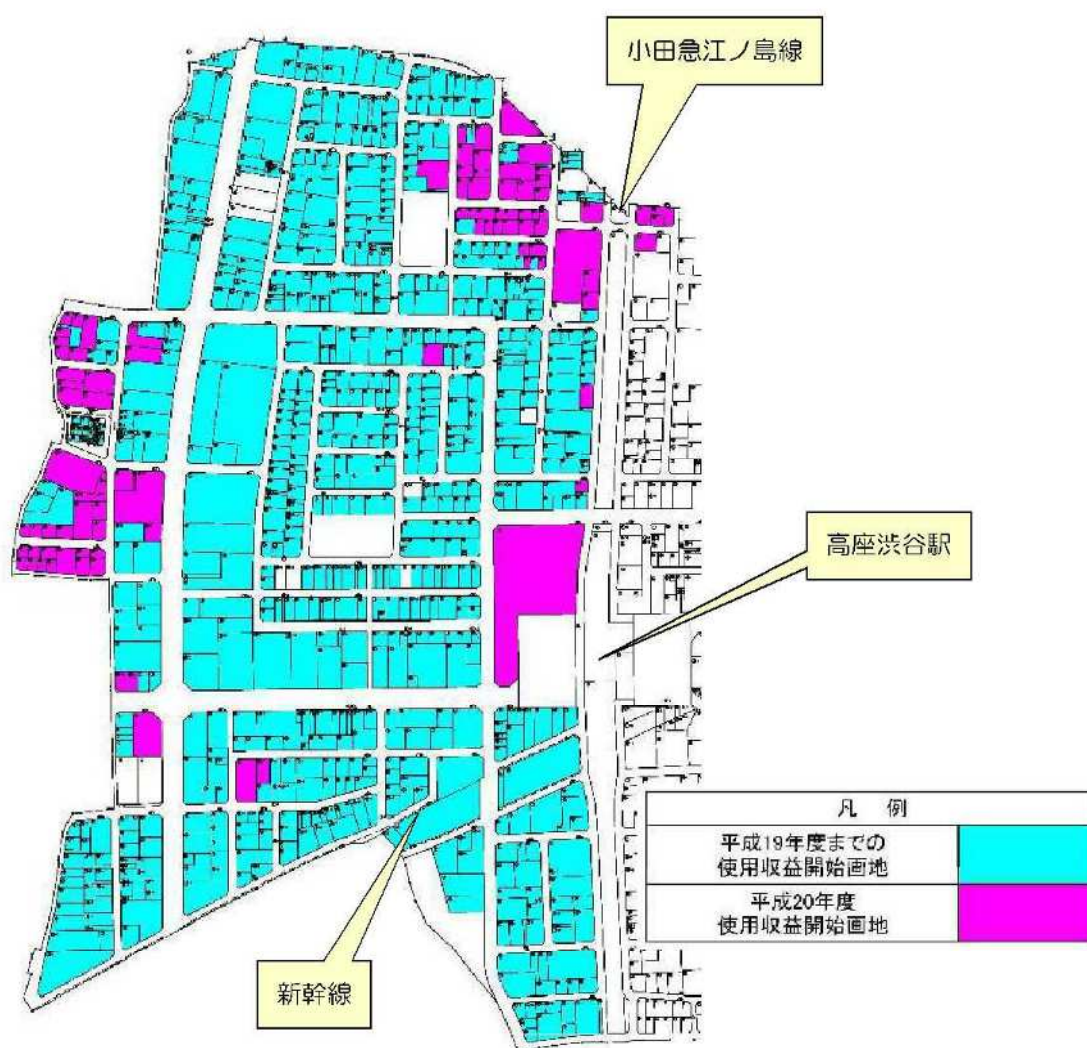
(2) 平成 20 年度の主な整備内容

- 整備面積 2.2ha
- 都市計画道路 幅員4～ 8m 延長 202m(国道 467 号)
- 区画道路 幅員4～13m 延長 610m(区画道路 3 号,5-1 号)
- 建物移転棟数 54棟

2. 使用収益開始の状況

全宅地 面積	19年度末までに 使用収益を 開始した宅地	20年度 (20年4月～8月まで) に使用収益を 開始した宅地	合計使用収益 開始宅地	進捗率
30.2ha	15.0ha	2.4ha	17.4ha	58%

【使用収益開始図】



3. 高座渋谷駅前複合ビル建設事業

(1) 事業目的

高座渋谷駅前複合ビルは、駅前の市有地を活用し、高座渋谷地区のまちづくりの核として、既存施設である渋谷分室と渋谷学習センターの移転建替えにあわせ、当該施設機能の充実化を図ると共に、民間施設と複合化した“多世代交流の場”と市南部地域の拠点にふさわしい“賑わいの場”の創出を目指します。

(2) 施設特徴

- ・屋上庭園や壁面の緑化など、環境への配慮を行ないます。
- ・富士山が見えるロケーションを活かし、眺望を活かせる施設配置を行ないます。
- ・ビル1階には自由通路があり、歩行者は自由に通り抜けできます。駅から西口商店街・歩行者商業モールへ直結し、街並みに活気、賑わいをもたらします。

(3) 施設概要

敷地面積	5,300 m ²
構造	鉄骨造
規模	地上6階建
延床面積	17,300m ² (公共施設部分：4,000 m ² 民間施設部分：6,900 m ² 駐車場：3,900 m ² 共用：2,500 m ²)
駐車／駐輪台数	130台 / 196台
公共施設用途	1F：市役所分室、(仮称)市営交番 2F：多目的ホール(200席) 3F：学習センター施設、図書室
民間施設用途	1F：生鮮スーパー、金融機関 2F：レストラン、その他店舗 4F：店舗等 5F：温浴施設 6F：温浴施設

(4) 今後の予定

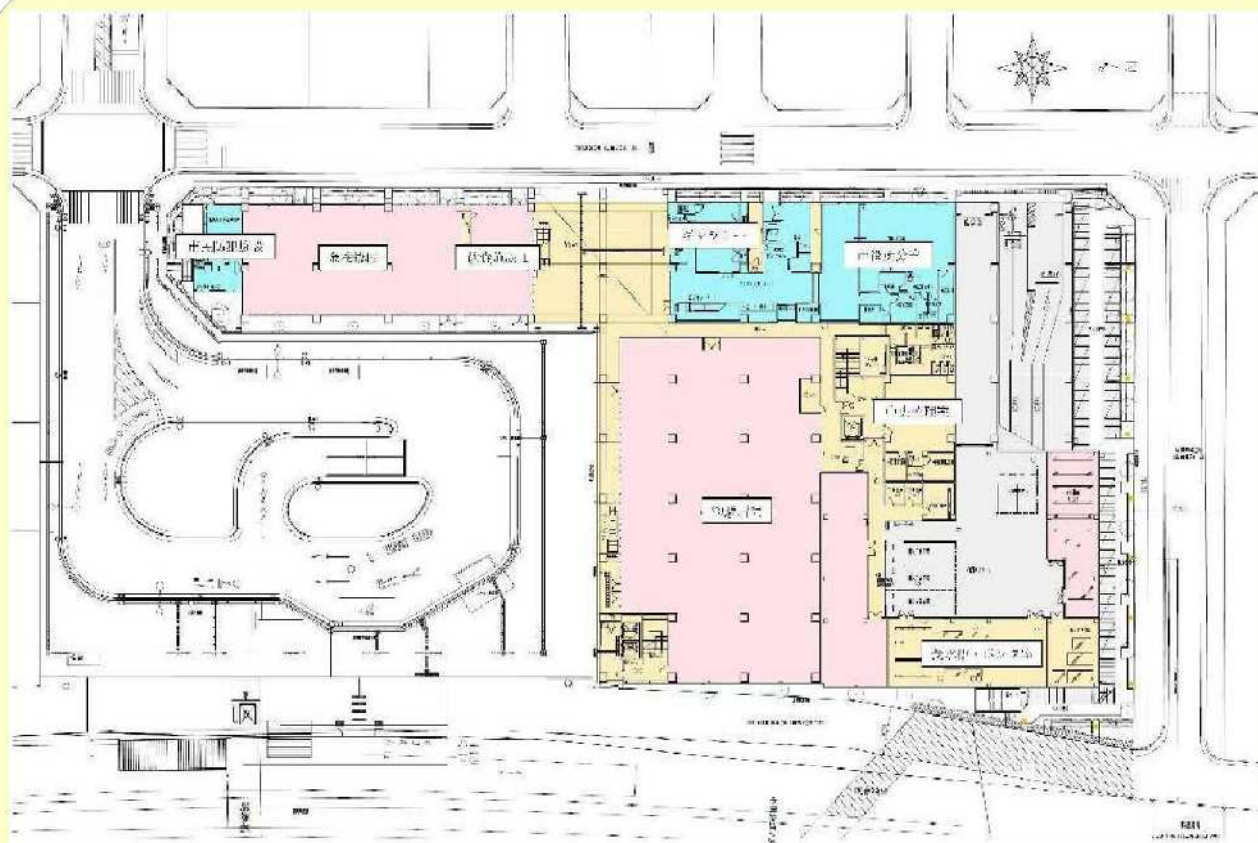
平成21年12月	公共施設建物賃貸借契約の締結・民間施設オープン
平成21年度末	公共施設開館

【外 観】



【平面図】

【1階】





高座渋谷駅前複合ビル建設工事

第12回・総合定例会議 議事録

(詳細議事録は次回開催資料に添付)

日時 : 2009年 10月20日 (火) 11:00～
場所 : 現場事務所2階 打合せ室

NT: 日土地
NBS: 日土地ビルサービス
SC: 清水建設
NS: 日本設計
OE: オエス
YC: 大和市

1. 前回議事録の確認 (SC) 資料①

2. マスター工程表・月間工程表確認 (SC) 資料②
・ 9月末時点での工事進捗率73% (工程表通り)。

3. 近隣報告 (SC) 資料③

- ・ 朝8時頃、サウス側の通り (現場南側) にトラックが数台停車していて、通学に危険とのクレームあり。
→現場関係車両である確認はとれていないが、工事関係者に対して指導を行った。
- ・ 近隣住民より、市役所に対して防水工事時のゴムの焦げたような臭いが不快だとのクレームあり。
→今後はアスファルト防水工事の日程が決まり次第、市役所に連絡し周知を行う。
- ・ 以前報告した近隣住宅は電波障害と判明。ケーブルテレビとする是正工事を実施することで対応指示済み。(NT)
→電波障害関連の対策は全て完了。

4. 連絡事項

(1) 大和市役所 (YC)

- ・ 10月26日大和市長の現場視察を予定している。
- ・ 以下四つの担当より現場視察の要望が出ている。いつ頃なら可能か。
①市営交番担当②ネットワークシステム担当③市役所技術担当④ユニバーサルデザイン担当
→どの段階を見たいかによる。各担当の希望日を伺ってから、調整ということではないか。(SC)
→了解。(YC)
- ・ 小学生の現場見学会は危険との判断により中止となった。
- ・ 分室内のC工事 (ネットワーク等) の工事はいつから着手可能か。
→OAフロアの床貼り後となるので、11月下旬から12月上旬ごろと想定している。別途協議を行う。(SC)
- ・ 新踏切は12月より供用開始予定。旧踏切の撤去は年明けになる為、歩行者専用道路の整備は2月ごろになる予定。
→2月となるとBYの線路側出入口との関連もでてくるので、調整を行って欲しい。(NT)
→オープン後に歩行者専用道路を全て塞ぐわけにはいかない。工事担当者と改めて協議を行う。(YC)

(2) 日本土地建物株式会社 (NT)

- ・ 面積表・契約用図面・避難階段及び経路図の提出はまだか。
→10/27 (火) までに提出する。(NS)
- ・ 現在、懸念事項が3つ (①前面道路センターボールの設置撤回②搬入路出入口の歩道切り下げ③右折入庫の可否) ある。
結果をもとに管理方針の決定及び警察協議を行う。よって、早急にこの3点について決定する必要がある。
については、早急にこれら3点に関する行政協議スケジュールの提示を願う。
- ・ 10月中に各社竣工式 (1/12 11:00～多目的ホールにて実施) への出席者を決定願う。

(3) 株式会社日本設計 (NS)

- ・ 1/6～1/12に各テナントに対する鍵合わせ等を含めた取扱い説明を行う。
- ・ 本日建築指導課と打合せ予定。内容は下記3点。
①こち湯の福祉のまちづくり条例に関する対応について②宝くじ売場の設置に関して③歩道切下げの申請方法の確認

(4) 清水建設株式会社 横浜支店 (SC)

- ・ 9月、10月と現場で事故発生。二人とも回復に向かっている。第三者災害含めけが人を出さぬよう一層の注意を払う。

(5) 株式会社オエス (OE)

- ・ 法定点検日について現在各テナントと調整中。

6. 次回定例の確認

2009年11月24日 (火) 11:00～ 第13回総合定例

平成 21 年 11 月

高座渋谷駅前複合ビル 外壁塗装の協議について

平成 21 年 11 月 4 日

- ・上記案件について日本土地建物株式会社(以下、日土地) 〇〇次長および〇〇係長と事前に協議を行った。
- ・現在の外壁色については、事業者としてテナントを統括しているなかで屋外広告物や窓面への広告デザインとの調和を図りながら周辺への景観を損なわないよう計画しており、今回の色はテナントへの理解を得たうえで決定している。そのため色を変更することは再度テナントへの説明が必要になってくる。
- ・そういった経緯がある中でこれから色を変更することはテナントの理解を得るうえで非常に困難であり、ディベロッパーとしての信用問題につながる。
- ・変更代替案については、テナントとの調整も含め社内的に検討を要する。

平成 21 年 11 月 5 日 8:30～副市長説明

出席者

《駅ビル事業者側》 日本土地建物(株) 〇〇次長
 清水建設(株) 〇〇営業部長
 (株)日本設計 〇〇氏

《市 側》 街づくり計画部 〇〇部長
 渋谷土地区画整理事務所 〇〇所長
 事業管理課 〇〇課長

高座渋谷駅前複合ビル（IKOZA）建設工事

第13回・施主定例会議 議事録

（詳細議事録は次回開催資料に添付）

日時：2009年 11月10日（火）11:00～

場所：現場事務所2階 打合せ室

NT：日土地

NBS：日土地ビルサービス

SC：清水建設

NS：日本設計

OE：オエス

1. 前回議事録の確認（SC）・・・資料①

2. マスター工程表・月間工程表確認（SC）・・・資料③

3. 近隣報告（SC）・・・資料②

4. 連絡事項

(1) 日本土地建物株式会社（NT）

・ロータリー側東面の壁面色彩について大和副市長から再検討を要請された。本日（11/10）改めて説明に伺う。

(2) 株式会社日本設計（NS）

(3) 清水建設株式会社 横浜支店（SC）

(4) 株式会社オエス（OE）

5. その他

6. 次回定例の確認

(仮称)高座渋谷駅前複合ビル建設工事 大和市追加工事 集計表

(千円)

① 大和市要望事項 その1(経費込)	16,112
② 大和市要望事項 その2(経費込)	7,268
③ 1.2.3F スプリンクラー追加(経費込)	22,420
小計	45,800
④ 面積増(経費込)	24,746
合 計 (市)追加工事(経費込)	70,546

①大和市要望事項 その1 (2008年9月以前)

	階数	諸室名称	追加変更項目	提出金額 (諸経費込) (千円)	備考
1	1階	大和市分室 執務室	緊急避難口を設ける	132	別紙5-1参照
2	1階	大和市分室 窓口カウンター	4席追加(7席→11席)	924	別紙5-1参照
3	1階	大和市分室 分室倉庫・会議室	分室倉庫・会議室追加	925	別紙5-1参照
4	1階	大和市分室 給湯コーナー	給湯コーナーにミニキッチン	319	別紙5-1参照
5	1階	ギャラリー	調光追加(展示対応)	220	別紙5-1参照
6	1階	ギャラリー	ギャラリー可動間仕切り (スライディングウォールレールのみ)	2,970	別紙5-1参照
7	3階	保育室	アコーディオンカーテンを可動間仕切に変更	1,320	別紙5-3参照
8	3階	管理事務室	給湯コーナーを設置	792	別紙5-3参照
9	3階	会議室	遮音間仕切壁を可動間仕切に変更	1,593	別紙5-3参照
10	3階	情報スペース	スクリーンボックス	92	別紙5-3参照
11	3階	ユースコーナー	2室→4室分割に変更	902	別紙5-3参照
12	3階	ユースコーナー	ガラス入りパーテーション	1,854	別紙5-3参照
13	3階	ユースコーナー	室内の温度調整 2室→4室対応	110	別紙5-3参照
14	3階	学習室	LAN設備追加	396	別紙5-3参照
15	3階	図書室	プリンター台追加	924	別紙5-3参照
16	2階	多目的ホール	ギャラリーにライティングレール設置(検診対応)	209	別紙5-2参照
17	2階	多目的ホール 楽屋1・2	洗面台を設置	641	別紙5-2参照
18	2階	多目的ホール 検診倉庫	空調対応	402	別紙5-2参照
19	2階	多目的ホール 検診倉庫	控室、内装仕様変更	199	別紙5-2参照
20	2階	多目的ホール トイレ	ウォシュレット追加	396	別紙5-2参照
21	3階	学習センター	パウダーカウンター追加	528	別紙5-3参照
22	3階	保育室・キッズコーナー	床仕上材 コルクタイル仕様	264	別紙5-3参照
その1 小計				16,112	

②大和市要望事項 その2 (2009.6.30打合せ)

	階数	諸室名称	追加変更項目	提出金額 (千円)	備考
1	1階	自動交付機コーナー	入口SH-5中止、SSD-8に変更	▲52	別紙5-1参照
2	1階	自動交付機コーナー	空調機追加	481	別紙5-1参照
3	1階	大和市分室 執務室	カウンター1箇所追加	277	別紙5-1参照
4	1階	市民防犯施設	南側外壁開口部追加	440	別紙5-1参照
5	1階	市民防犯施設	青色回転灯2台追加	191	別紙5-1参照
6	3階	管理事務室	更衣室追加	290	別紙5-1参照
7	3階	管理事務室	カウンター窓にシャッター追加	201	別紙5-3参照
8	3階	和室	水屋ユニットをミニキッチンに変更	▲44	別紙5-3参照
9	2階	多目的ホール 楽屋-2	洗面化粧台をミニキッチンへ変更	▲55	別紙5-2参照
10	1階、3階	市民防犯、市役所分室、図書室、事務室、学習センター他	ブラインド	2,305	別紙5-1,5-2,5-3参照
11	1階、3階	市民防犯、市役所分室、図書室、事務室、学習センター他	コンセント関係変更工事	405	
12	1階、3階	公共エリア	ネットワーク関連 空配管対応	389	
13	3階	学習センター	鍵追加	215	別紙5-3参照 管理上必要になった
14	2階、3階	トイレ	人感センサー追加	960	別紙5-2,5-3参照
15	外壁	ロータリー側外壁	ロータリー側外壁吹付色変更工事	765	
その2 小計				7,268	

③市への追加要望

	区分・階・場所	追加変更項目	変更追加金額 (千円)	備考
1	衛生設備 1-3F公共部	スプリンクラー設備追加	22,420	(別紙7-1・別紙7-2・ 別紙7-3参照)
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
合計			22,420	

<経 過>

項目・時期	内 容	補足説明
【事業契約締結】 平成19年9月10日	この時点での公共面積は [3,910㎡] (民間施設:6,756㎡) 《公共負担割合36.66%》	建設費35億円 (公共:11億7千万円、 民間:23億3千万円)
《市からの変更事項》 平成20年8月まで	・安全安心ステーションの増設 ・分室および学習センターの内装、間取り、設備等の変更・増設	分室:避難口追加 カウンター席増加 など 学習センター:保育室間仕切り変更 エスケーを2室→4室に 多目的ホールの検診対応 (照明、倉庫等の追加)など
【工事着工(工事契約)】 平成20年8月28日	この時点での公共面積は [4,026㎡]で116㎡の増加 (民間施設:7,016㎡) 《公共負担割合36.46%》	・安全安心ステーション 約60㎡ ・公共共用部 約56㎡
【事業者から物価上昇の報告】 平成20年11月	建設資材の物価高騰が生じ、建設費の大幅な上昇が発生との報告	現計画では建設費44億円に上昇
【事業者からの事業契約に係る協議依頼受理】 平成21年3月26日	・設計変更に係る費用 ・現場条件の変更 ・建設資材の変動 ・上記事由による維持管理の変動	【市の回答】 平成21年3月31日 ・協議することに異存なし ・協議に際して資料の提出を要望
《市からの変更事項》 平成21年11月まで	・内装、什器、間取りおよび設備等の変更や増設(分室、安全安心ステーション、学習センター)。 ・消防指導によるスプリンクラーの設置。	分室:カウンター設置追加 など 安全安心ステーション:青色回転灯追加 南側開口部追加 など 学習センター:シャッター追加 など 各所共通:ブラインド追加 コンセント変更 など
【初期投資額確定】 平成21年12月8日	・事業者より初期投資額(建設費)の見直しに関する協議資料の提出	建設費39億円 (44億から約5億75百万円を企業努力により圧縮)
【竣 工】 平成22年 1月12日	・建設内容の最終確定日 《公共面積4,023.36㎡》 (民間施設:6,905.31㎡) ・官民割合の確定も含む 《公共負担割合36.81%》	—
【建物賃貸借契約】 平成22年 1月13日	賃貸借契約書(H21年度)の締結	—

＜現在の年次割りととの比較（税込み・年額）＞

当初の事業者提示賃料に今回の初期投資増加額を加算した上で、金利を含めて再計算をした結果以下のような賃料の変更となる。

○現 状：1億49百万円／年

○追加額加算：1億56百万円／年 ⇒年間 約7百万円の増額 ※(全て消費税込み)

＜今後の予定＞

時 期	内 容
平成22年 9月	維持管理費の実態報告 ⇒事業者と協議
平成22年11月	維持管理費の確定(提案時と施設運営半年経過時との相違) 初期投資、維持管理費の変更額を次年度予算編成へ反映
平成23年3月議会	初期投資分、維持管理費分の改定を反映させた予算案を上程(債務負担額の変更含む)
平成23年 4月	賃貸借契約の変更
平成50年 5月	事業契約満了

＜事業満了時の選択肢＞

○施設の買い戻し ⇒ 公共：251,654千万円(税抜き)

【初期投資額が増加したことによる減価償却の変化に伴い再計算する予定】

民間：時価相当額(事業者と協議のうえで決定)

○更新する場合 ⇒ 事業契約および建物賃貸借契約の締結（新規）

○更新しない場合 ⇒ 解体の上、更地にて土地を返還

<精査内容>

初期投資額

①

◎物価上昇分

今回の物価上昇に関しては事業契約書第41条より市および事業者双方に起因するものではなく、「不可抗力」によって義務履行ができなくなったものである。

精査方法：公共工事において建築資材の大幅な物価上昇が生じた場合には単品スライド条項により、変動額(変動後－変動前)から請負工事費の1%を差し引いた分を支払の対象とすることになっている。この考え方を準用し、事業者より提示された資材価格の上昇額に単品スライド条項を準用して請負工事費の1%の控除を行った。

結果：物価上昇分93,841千円【別紙1】から請負工事費(35億×公共負担割合)の1%の控除を行い精査後の額とする。

$$93,841 \text{ 千円} - (3,500,000 \text{ 千円} \times 36.81\% \times 1\%) = 80,957 \text{ 千円}$$

事業者提示額

控除額

(=12,884千円)

精査額

②

◎要望追加分

追加工事にかかる変更については事業契約書第15条の規定によって行うものとする。

精査方法：

市要望追加工事の内容と要求水準書の記述とを精査し、要求水準書の内容から追加工事とは認め難い項目について削除とする。【別紙2参照】

$$\text{結果：} 45,800 \text{ 千円} - 24,940 \text{ 千円} = 20,860 \text{ 千円}$$

事業者提示額

削除額

精査額

③

◎面積増加による追加分

$$\text{事業契約時面積 } 3,910 \text{ m}^2 \xrightarrow{\quad} \text{竣工時面積 } 4,023.36 \text{ m}^2$$

113.36 m²の増加

※113.36 m²のうち安全安心ステーションの床面積 60.90 m² (113.36 - 60.9 = 52.46)

増加した床面積のうち、安全安心ステーションを差し引いた残りの[52.46 m²]については実施設計段階にて公共エリアの共用部の変動と推測されるため、市からの変更要望とは認めがたい。よって安全安心ステーション[60.9 m²]分の床面積増加額を採択する。

$$\text{結果：} 218.3 \text{ 千円/m}^2 \times 60.9 \text{ m}^2 = 13,294 \text{ 千円}$$

本体棟の床単価※

増加した床面積

精査額

$$\text{※} 3,204,874 \text{ 千円} \div 14,675.21 \text{ m}^2 = 218.3 \text{ 千円/m}^2$$

事業契約時 本体棟建設費
[駐車場棟を除く]

竣工時 本体棟面積 [駐車場棟面積を除く]

$$\text{(参考1)} \quad 3,204,874 \text{ 千円} \div 13,665 \text{ m}^2 = 234.5 \text{ 千円/m}^2$$

$$\text{(参考2)} \quad 3,571,145 \text{ 千円} \div 14,675.21 \text{ m}^2 = 243.3 \text{ 千円/m}^2$$

初期投資額確定後の本体棟建設費[駐車場棟を除く]

事業契約時

◎精査結果一覧表

(単位：千円)

項 目	民間事業者提示額	市査定後の金額
① 物価上昇分	93,841	80,957
② 市要望変更分	45,800	20,860
③ 面積増加分	24,746	13,294
地下埋設物撤去費用	1,719	1,719
合 計	166,106	116,830

※よって、116,830千円を市の精査後の額とする。

<参考追加>

項 目	民間事業者 提示額	市査定後 (税抜)	削減額	市査定後 (5%税込)
物価上昇分	93,841	80,957	12,884	85,005
市要望変更分	45,800	20,860	24,940	21,903
面積増加分	24,746	13,294	11,452	13,959
地下埋設物撤去費用	1,719	1,719	0	1,805
合 計	166,106	116,830	49,276	122,672

棟面積 [駐車場棟面積を除く]

〔別紙1〕 事業者からの協議書の内容および提示金額

項 目	内 容	初期投資分 全体額	公共分	民間分
物価上昇分	鉄筋、鉄骨、建築資材等の資材 単価および設備等の高騰	内 訳: 鉄筋材 31,131 鉄骨材 142,800 建築材料 23,212 設備材 57,790 計 254,933	(公共負担割合: 36.81%) 93,841	161,092
市要望追加分	市側の要望・追加変更による増額		45,800	70,546
面積増加分	公共施設面積の増加による費用		24,746	
その他	敷地埋設障害物の撤去費用		1,719	市のみの負担
合 計			166,106	

要望 ① 16,112

" ② 7,268

7271-727- ③ 22,420

[別紙2]主な要望追加分の採択、削除項目

金額には経費(直接工事費×1.1)を含む

階数	室名	変更・追加内容	理由	金額(千円)	
				採択	削除
1 1階	渋谷分室	窓口カウンター	要求水準書(P16)より7席設置→11席設置へ変更	A 924	
2 1階	渋谷分室	倉庫・会議室追加設置	要求水準書(P16)の内容変更のため	B 925	
3 1階	ギャラリー	可動間仕切り	要求水準書(P19)の仕様変更のため	C 2,970	
4 3階	保育室	アコーディオンカーテンを可動間仕切りに	要求水準書(P20)の内容変更のため	D 1,320	
5 3階	会議室	遮音壁から可動間仕切壁に	要求水準書(P30)より2室利用を可動間仕切りに変更	E 1,593	
6 3階	ユースコーナー	2室→4室変更	要求水準書(P22)の内容変更のため	F 902	
7 3階	ユースコーナー	ガラス入りパーテーション	要求水準書(P22)の内容変更のため	G 1,854	
8 3階	図書室	カウンター横にプリンター台追加	プリンター台設置の追加要望(水準書P32に記載無し)	H 924	
9 2階	多目的ホール	トイレ	共用トイレ全体にウォッシュレットが設置されており、市の要望とは言い難いため	a ▲ 396	
10 3階	共用スペース	トイレ	共用トイレ全体にパウダーカウンターが設置されており、市の要望とは言い難いため	b ▲ 528	
11 3階	保育室・キッズコーナー	床仕上げ材 コルクタイル仕様	要求水準書(P20,21)に床材に配慮する記載があり、当初設計がカーペット仕様だったものをコルクタイル仕様に変更したことが大きな差異がないと判断できるため。	(c) ▲ 264	
12 1階	安全安心ステーション	西側開口部追加	要求水準書の記述がなく、標準的な仕様であるとの判断ができるため	d ▲ 440	
13 1、2、3階	公共エリア	ブラインド設置	要求水準書に記載がないため	I 2,805	
14 2、3階	公共エリア	トイレに人感センサー追加	全館時間タイマーによる管理だったため、センサー対応への変更	J 960	
その他追加工事費合計				5,683	
その他削除した追加工事費合計 ☆					(A) 892
15 1、2、3階	公共エリア	スプリングクレー設置	事業契約前の検討により事前に設置予測が可能だったため		▲ 22,420
合 計				20,860	▲ 24,940

採択金額	削除金額
45,800	
事業者提示額	

H21.12.8の初期投資額確定時の市要望変更分の内訳

※諸経費込(千円)・税抜き

No.	階数	諸室名称	追加変更項目	記号	提出金額	採択	削除
① 大和市要望事項 その1 (2008年9月以前)							
1	1階	大和市分室 執務室	緊急避難口を設ける		132	132	
2	1階	大和市分室 窓口カウンター	4席追加(7席→11席)	A	924	924	
3	1階	大和市分室 分室倉庫・会議室	分室倉庫・会議室追加	B	925	925	
4	1階	大和市分室 給湯コーナー	給湯コーナーにミニキッチン		319	319	
5	1階	ギャラリー	調光追加(展示対応)		220	220	
6		ギャラリー	ギャラリー可動間仕切り	C	2,970	2,970	
7	3階	保育室	アコーディオンカーテンを可動間仕切りに	D	1,320	1,320	
8	3階	管理事務室	給湯コーナーを設置		792	792	
9	3階	会議室	遮音間仕切壁を可動間仕切に変更	E	1,593	1,593	
10	3階	情報スペース	スクリーンボックス		92	92	
11	3階	ユースコーナー	2室→4室分割に変更	F	902	902	
12	3階	ユースコーナー	ガラス入りパーテーション	G	1,854	1,854	
13	3階	ユースコーナー	室内の湿度調整 2室 4室対応		110	110	
14	3階	学習室	LAN設備追加		396	396	
15	3階	図書室	プリンター台追加	H	924	924	
16	2階	多目的ホール	ギャラリーにライティングレール設置		209	209	
17	2階	多目的ホール 楽屋 1・2	洗面台を設置		641	641	
18	2階	多目的ホール 検診倉庫	空調対応		402	402	
19	2階	多目的ホール 検診倉庫	控室 内装仕様変更		199		199 ☆
20	2階	多目的ホール トイレ	ウォシュレット追加	a	396		396
21	3階	学習センター	パウダーカウンター追加	b	528		528
22	3階	保育室・キッズコーナー	床仕上材 コルクタイル仕様	(c)	264		264
② 大和市要望事項 その2 (2009.6.30 打合せ)							
1	1階	自動交付機コーナー	入口 SH-5中止、SSD-8に変更		▲ 52	▲ 52	
2	1階	自動交付機コーナー	空調機追加		481	481	
3	1階	大和市分室 執務室	カウンター1箇所追加		277		277 ☆
4	1階	市民防犯施設	南側外壁開口部追加	d	440		440
5	1階	市民防犯施設	青色回転灯2台追加		191	191	
6	3階	管理事務室	更衣室追加		290	290	
7	3階	管理事務室	カウンター窓にシャッター追加		201		201 ☆
8	3階	和室	水屋ユニットをミニキッチンに変更		▲ 44	▲ 44	
9	2階	多目的ホール 楽屋 2	洗面化粧台をミニキッチンへ変更		▲ 55	▲ 55	
10	1階、3階	市民防犯、市役所分室、図書	ブラインド	I	2,805	2,805	
11	1階、3階	室、事務室 学習センター他	コンセント関係変更工事		405	405	
12	1階、3階	公共エリア	ネットワーク関連 床配管対応		389	389	
13	3階	学習センター	鍵追加		215		215 ☆
14	2階、3階	トイレ	人感センサー追加	J	960	960	
15	外壁	ロータリー側外壁	ロータリー側外壁吹付色変更工事		765	765	
③ 市への追加要望							
1		公共エリア	スプリンクラー設置		22,420		22,420
		合 計			45,800	20,860	24,940

・ 記号のある項目は、“[別紙2] 主な要望追加分の採択、削除項目”に項目があるもの。

・ 記号のない“採択”項目は[別紙2] 中「その他追加工事費合計」の内訳：

5,683

・ 記号のない“削除”項目(☆)は[別紙2] 中「その他削除した追加工事費合計」の内訳：

892 ☆

(☆199+277+201+215=892)

→ 上記より、外壁吹付色変更工事の費用は、市の負担として“採択”されたことが分かる。

(参考) 外壁吹付色変更工事【税込み】：765×1.05=803(千円)

関係者ヒアリング記録

(ヒアリング実施順)

対象工事	ヒアリング対象（職名は施工当時）
● ポラリス	総務部公共建築課長
● ポラリス	総務部公共建築課営繕係長
● 星の子ひろば	環境農政部みどり公園課長
● 星の子ひろば	環境農政部みどり公園課公園整備係長
● 防災パーク	環境農政部みどり公園課長
● シリウス	街づくり計画部街づくり推進課長
● ポラリス	街づくり計画部長
● IKOZA	街づくり計画部渋谷土地地区画整理事務所事業管理課長
● シリウス	文化スポーツ部文化創造拠点開設準備室長
● 仲良しプラザ	総務部管財課営繕担当主査
● 仲良しプラザ	環境農政部みどり公園課公園整備担当主査
● IKOZA	日本土地建物株式会社
● シリウス	株式会社佐藤総合計画
● シリウス	株式会社総合不動産鑑定コンサルタント
● 全て	市長
● シリウス	清水建設株式会社

氏ヒアリング

※ボラリス建設当時 公共建築課長

令和6年1月23日

- ・ 現在は街づくり総務課の課長である。ボラリス建設当時は公共建築課長であった。
- ・ 設計時は担当していないので、詳細は分からないが、ボラリス入口の風除室は、もともと線路側に入口が1箇所だったと記憶している。警察の指導があり、その反対側にも入口を設けることになったのではないかと。その意味では変更である。
- ・ 前市長からは、風除室の正面に入口を設けられないかという話があったが、それは結局、実現しなかった。
- ・ 上記の前市長の「要望」を検討するために、1ヶ月から2ヶ月の時間を要したが、それが故に建設工事全体の工期が延長したということはない。
- ・ 前市長の要望により、ボラリス建物内のコンセントを増設した。明確な記憶はないが、十数個程度だったと思う。
- ・ 増設箇所は、現場において、前市長が具体的に指示した。建物完成間近の時期であり、増設可能な場所にだけ増設した。
- ・ 前市長は、コンセントの設置位置は「1丁目1番地」と言っていて、検討が不十分である旨の注意をしながら増設を指示した。
- ・ 現在のボラリス1階においては、中高生が勉強したり、高齢者が様々な活動をするなどしているが、ボラリスをそのように利用するというのが、企画、設計段階から明確に決まっていたわけではないと思う。
- ・ 設計段階等において、コンセントの設置位置は決まっていたはずであるが、

そのことを前市長に説明したか、前市長が承認したのかは、自分の異動前のことなので分からない。

- ・ ポラリスは生涯学習センターである。それは決まっていたが、どのように利用するのか、はっきり決まっていなかった。前市長は現場を何度も訪れ、その度にいろいろな指示をした。
- ・ ポラリス1階部分は、もともと廊下部分とそうではない部分が分かれていたはずであるが、度重なる前市長の視察、指示の結果、現在の形になった。
- ・ 照明の照度については、廊下部分とそうでない部分とで分けていたが、前市長は全体について「暗い」といい、改善を求めている。たまたま施工業者の間違いで、業者の責任で天井を貼り替えることがあり、そのタイミングで照明を付け替えた。
- ・ 照明器具の設置位置についても、前市長の指示により変更があった。もともと廊下部分とそうでない部分が分かれていたはずであるが、度重なる前市長の視察、指示の結果、現在のような形になり、その影響で照明器具の設置位置も変わった。
- ・ コンセントの増設、照明器具の位置の変更、照度の変更がなされたが、それに要する費用等は、全体の工事金額を変更させることなく、適宜、各項目を増減させて調整し、もとの全体の金額に収めたと思う。
- ・ それ以外には、変更箇所はないと思う。

お話しした内容と相違ありません。

署名：  

氏ヒアリング

※ボラリス建設当時 公共建築課・係長

令和6年1月23日

- ・ 現在は公共建築課の課長である。ボラリス建設当時は公共建築課・係長であった。
- ・ ボラリス入口の風除室は、もともと線路側に入口が1箇所だったはずであるが、警察の指導があり、その反対側にも入口を設けることになった。
- ・ 前市長からは、風除室の正面に入口を設けられないかという話があったが、それは結局、実現しなかった。その検討をするために、2、3週間を要した。
- ・ 検討指示があったのは、平成30年5月ころである。本来の工期はその5月までだったが、結局、7月に延びた。検討指示があった段階で、風除室は概ね完成していた。その段階から前市長の要望を取り入れることは時間がなく、かつ、概ねであるが1000万円程度の費用がかかる旨を前市長に伝えている。前市長は、一応、納得した。この検討のために、工期が延期したという事実はない。
- ・ 平成30年5月、前市長から現場において、ボラリス建物内のコンセント増設の指示があった。前市長はビリビリした様子で、「これからは電気の時代だ。なんでできないのか。」ということを行った。
- ・ 可能なところは増設した。その数までは記憶していない。
- ・ 前市長は流動的、アイディア豊富なところがある。現場を見ながら、その都度指示していた。
- ・ 当初の予算で収めようとしたが、収まりきれないものについては、付帯工事という形で収めた。

- ・ 前市長から、照明の照度をあげろという指示があり、それに従った。そもそも、廊下とそれ以外という区別があったが、前市長からはその区別をなくすようにとの指示だった。
- ・ 当然、費用がかかったが、例えば、トイレの照明のグレードを下げる等して、全体の金額を調整した。それでも調整しきれないところは、付帯工事という扱いで処理した。
- ・ コンセントの増設問題、照明の照度をあげる問題、付帯工事も含めて、課長決裁。
- ・ ポラリス建物本体と外の遊具がある場所との行き来のために、新たに出入口を造ったと思うが、明確な記憶はない。誰の指示だったかも明確な記憶はない。
- ・ 前市長の指示により、屋外階段の壁を壊せないかという話があったが、検討の結果、それはできないということになり、前市長に伝えた。
- ・ 前市長の指示により、会議室という名称の居室を「ルーム」という名称にした。これにより、サインを変更する必要が生じ、職員が自ら行った。
- ・ 全体の工期に影響はしなかったが、職員の残業時間は相当なものだった。

お話しした内容と相違ありません。

署名：  

氏ヒアリング

※ボラリス建設当時 みどり公園課・係長
令和6年1月23日

- ・ ボラリス建設、その付帯設備である星の子ひろば建設当時、みどり公園課・係長であり、現在も同職である。
- ・ 平成30年4月に異動。それ以前のことは直接体験していないが、それ以前の資料も確認している。
- ・ 業者に発注した時点で、色の指定まで行ったのかは分からない。
- ・ いずれにしても、前市長から遊具の塗り直し指示はあった。
- ・ その詳細までは記憶していない。例えば、平成30年4月27日、遊具の手すりについて、前市長から塗り直し指示、複数の色から選びたいとの記録があるようだが、それは記憶している。
- ・ 前市長の指示、決定事項であり覆らないということで、業者と協議し、速やかに検討した。
- ・ 塗り直しについて、新たに費用がかかる。その見積もりを出してもらった。それ以外にも、新たな工事をするための経費がかかり、その算出方法は神奈川県土木工事標準積算基準書（歩掛）により決まっているので、それをもとに算出したと思う。
- ・ 一度組み立て始めた遊具をばらして、それを塗り直しという工程をたどるので、そのために工期が余分にかかったことは間違いない。
- ・ 平成30年8月23日、検査完了、引渡。検査は2週間以内に行うので、8月10日ごろに終わったのだと思う。

- ・ 前市長との調整は基本的に部長や課長が行っていたが、技術的な説明が必要な場合には同席していた。前市長に対して、「そんなのできません。」と出来ない雰囲気はあったのではないかと思う。
- ・ その後、こういうことがあったので、他の工事において、前市長に決めてもらう必要があるものは一覧表にするなどし、決めてもらってから発注するようになった。

お話しした内容と相違ありません。

署名：  

氏ヒアリング

※ボラリス建設当時 みどり公園課長
令和6年1月23日

- ・ 現在は環境施設農政部長である。ボラリス建設、その付帯設備である星の子ひろば建設当時、みどり公園課長であった。
- ・ 星の子ひろばには、設計のコンサルがいて、遊具の色は決まっていたと思う。前市長からの変更の指示について、詳細は明確に覚えていないが、指示があったことは間違いなく、記録にあるのであれば、そのとおりだと思う。
- ・ イメージバースができた段階で、色は決まっていたが、赤なら赤でもいろいろあるので、その都度、検討したと思う。
- ・ 平成30年1月15日、前市長と打ち合わせをした。屋根の色の話は出たような気がするが、手すりの色については、特に話がなかったと思う。
- ・ 平成30年4月17日、前市長が現場確認。このとき、遊具の支柱の色についても、前市長の指示はなかったと思う。
- ・ 平成30年3月までは 部長で、4月からは 部長。 部長になってから前市長から塗り直し指示。工期を延長しなければならない旨を説明。それでもやるようにとの指示。
- ・ 塗り直しについて、前市長にそのための費用も説明したが、それでもやるようにとの指示。
- ・ 全体を通じて、どの部分をどのように塗り直すという前市長の指示が、いつの時点であったのかは、明確には記憶していないが、都度、記録を作成しているはずであり、その記録に書いてあるのであれば、そのとおりで間違いはないと思う。

- ・ いずれにせよ、前市長から平成30年4月、5月という工期がかなり迫った段階で塗り直しの指示があったこと、そのために一旦搬入された遊具を工場に戻し、塗り直し、さらに搬入して、これを設置するという経過があったことは間違いない。
- ・ そのために、当初よりも余分な費用がかかったことも間違いなく、それは付帯工事という形で処理したはずである。

お話しした内容と相違ありません。

署名：  

氏ヒアリング

※防災パーク芝生整備当時 みどり公園課長

令和6年2月6日

- ・ 現在は環境施設農政部長である。防災パークの芝生整備当時、みどり公園課長であった。
- ・ 一度、敷設された芝生を敷設しなおしたということはない。補修をしたことはある。
- ・ 平成28年夏ころ、前市長から防災パークの芝生について、いわゆる鳥取方式による敷設を検討するべきとの話があったことは間違いない。
- ・ 平成30年10月3日に行われた前市長の説明において、前市長から「鳥取方式ですよ」と質問があり、そうではないと回答した。
- ・ 平成30年10月17日、前市長にお詫びし、始末書を提出した。内容としては、鳥取方式を採用しなかったことのお詫びである。
- ・ 鳥取方式について、イニシャルコストとランニングコストを多角的に検討し、結論として、採用しなかった。補助金事業ということもあり、長期的に見て、そのような結論となった。
- ・ 上記の検討状況、結果について、必ずしも前市長に報告していなかったことを詫びた。前市長から「文書を出せ。」と言われた。
- ・ 上記の前市長が不満を述べたことによって、業務が遅滞したということはない。
- ・ そもそも、どのような芝生を敷設するかについては、課長決裁事項であるとの認識を持っていた。

お話しした内容と相違ありません。

署名： 

氏ヒアリング

※シリウス建設当時 街づくり推進課長

※ポラリス建設当時 街づくり計画部長

令和6年2月20日

- もともと建築が専門である。シリウス建設当時、街づくり推進課長、ポラリス建設当時、街づくり計画部長であった。その後、市長室長を務め、現在は、大和市役所を退職している。
- シリウスは、市が行う通常の公共工事とは異なる。再開発組合が主体となって施工するものであり、まずは自分たちもこのスキームを十分に理解し、前市長に説明した。途中で工事の変更が行われる場合の手順等も、通常の公共工事とは異なる。
- シリウスに関して、前市長からのリクエストというものはたくさんあったと記憶している。工事のスキームそれ自体の変更リクエストはなかった。
- 一度できあがった工事箇所について、前市長からの指示により、それを取り払ってやり直すという意味でのやり直し工事はなかった。
- 6階の生涯学習センターについて、前市長から「こんなにたくさん部屋はいらないのではないか。」という発言があり、変更があったと思う。明確な記憶はないが、3部屋くらい減ったのではないかなと思う。大掛かりなやり直しではなく、可能な範囲での変更だったのではないかな。
- シリウス全体について、書架、つまり本棚を多く設置して欲しいという前市長からの要望があり、それに対応した。結果として、かなり多くの書架を設置した。建物それ自体に固定したものもたくさんある。
- 当初は図書館スペース、すなわち、3階から5階に書架を設置するということがあったが、前市長の要望により、1階にも書架を設置することになった。

- ・ 工事費の中には、単に置いただけの机や椅子など「逆さまにすると落ちてしまうもの」は組み込むことはできず、備品の扱いになるが、転倒防止のために固定する書架などは、工事でも備品としても設置することはできると理解している。1階の書架は工事で対応した。
- ・ 書架の設置について、多くの費用がかかった。これを備品の予算で賄うことはできず、一部は工事費の中に入れ込むなどして調整したが、この調整は前市長の指示ではなく、現場の職員の判断で行った。
- ・ 備品に関する担当は文化スポーツ部が行っていた。備品の予算にも限界があり、職員間で協議し、書架に関する費用の一部を工事費に入れ込んだと記憶している。
- ・ 建物の工事が完成してから書架を設置することもあるが、一部を工事費に入れ、「工事」として書架を設置する部分もあった。これにより、工事は一定程度前倒しになるので、結局のところ、工事の遅延は生じていない。
- ・ ポラリス建設時、その風除室について、前市長から要望があったが、結局のところ、前市長の指示により、風除室の工事が変更されたという事実はなかったと思う。
- ・ 部長職を務め、その後、市長室長も務めた。前市長は言い方が過激なところはあったが、私に対しては、パワハラめいた態度を取っていたという認識はなかった。いわゆるパワハラ裁判のときに、他の職員が降格の指示を受けたり、人格を否定するような発言があったことが記述されている陳述書等を見て、残念に思う。

お話しした内容と相違ありません。

署名：  

氏ヒアリング

※イコーザ建設当時 渋谷土地区画整理事務所・事業管理課長
令和6年2月20日

- ・ イコーザ建設当時、渋谷土地区画整理事務所の事業管理課長であった。現在は退職しているが、大和市の非常勤職員である。
- ・ イコーザの外壁の色が途中で変更になったことは間違いないと思う。
- ・ 前市長は色について気にしていたと思うが、前市長から外壁の色について、何かを直接に言われた記憶はない。直接言われたことはなかったと思う。
- ・ 外壁の色の変更は、前市長の指示とは聞いたことはあるが、間接的である。前市長から私への指示ではなく、それを誰から聞いたのかもはっきりとは覚えていない。
- ・ 仮に前市長から外壁の塗り替えの指示があったとすれば、例えば業者との調整を行ったはずであるが、そのようなことを私が行った記憶がない。
- ・ 一般論として、途中で外壁の塗り替え指示があれば、現場の職員たちに衝撃が走るということは理解できるが、そのようなことがあったという記憶もない。
- ・ 竣工式に出席した記憶もない。この事業は開発事業課が行っていた。
- ・ 何故、記憶がないかということ、昔のことであるということの他、当時の事業管理課の業務としては、区画整理、換地ということがメインであったので、そこに集中していたからだと思う。
- ・ 建設の予算について、オリンピック開催に伴う資材費の高騰問題があり、それは記憶に残っているが、外壁の塗り替えのために、予算との関係で調整しなければならなかったという記憶は残っていない。

- ・そもそもこの事業は、市が直接建設する事業とは異なり、完成後、市がこれを長期間（30年間だったか）にわたり借り受ける賃料を算定するにあたり、はじめて予算の問題が出てくるといふ性質のものであった。多少の建設費の増加は全く影響しないとは言わないものの、大きな問題ではなかったのではないかという記憶である。

お話しした内容と相違ありません。

署名：

氏ヒアリング

※シリウス建設当時 文化創造拠点開設準備室長
令和6年2月20日

- ・ シリウス建設当時は文化創造拠点開設準備室長であった。シリウスが完成する前のことである。現在は、財政課長である。
- ・ 業務としてはシリウスの建設工事それ自体ではなく、完成後の運営等の準備をしていた。
- ・ シリウスの工事が、大きく変更されたということはないと思う。
- ・ 5階フロアの図書館団体閲覧室の扉につき、当初は扉が付いていたが、これを外したということがあった。一旦付けたものを外しただけ。前市長の指示だったと思うが、推測である。
- ・ 全体的にモックアップという模型を造り、検討していたと思う。本棚等も同様である。
- ・ 前市長が現地視察をした際、照明の照度とか天井の高さについて言及があったと思うが、前市長の発言故に、何かが変更になったという記憶はない。

お話しした内容と相違ありません。

署名：

※ゆとりの森仲良しプラザ建設当時、管財課営繕担当主査

令和6年3月1日

- ・ ゆとりの森仲良しプラザ建設当時、管財課営繕担当主査であった。現在は、街づくり計画課開発審査指導係長である。
- ・ ゆとりの森仲良しプラザホール部分の床タイルについて、当初、20センチ四方の黒色タイルの予定であったが、工事途中で30センチ四方の茶色いタイルに変更となった
- ・ ゆとりの森の公園工事の工事主管課はみどり公園課、建物の工事主管課は管財課が担当していた。公園全体の事業主管課（施主）でもあるみどり公園課の要望を受けて、管財課が工事を受託している。タイルの変更もみどり公園課からの要望で管財課が対応した。
- ・ 当初の20センチ四方の黒色タイルについては、工事の定例会議の中で設計者から建物の内装を床タイルも含め和風のイメージに統一した案が示され、事業主管課のみどり公園課の了承を得たものである。
- ・ 既に了承済みの材料が決定しているにもかかわらず、みどり公園課が前市長にお伺いを立てるために、現物を見て前市長が選べるように黒色タイルと別に比較するタイルを用意するようとの指示があった。
- ・ その指示があった段階では、黒色タイルを業者が発注して納入を待っていた状態だったので、今さら別のタイルを選ばれても困るという話をみどり公園課にしても受け入れられず、総務部長にも相談したが、前市長が言い出したら環境部長に言っても変わらないということで何も対応されなかった。
- ・ タイル選定のお伺いのための前市長視察があった平成23年10月ころは建物の躯体はできあがり、ホール床についてはコンクリートを打ち、タイルはまだ貼っていない状態。黒色タイルは茶色いタイルとともに、サンプルとして現場に用意されてあった。

- ・ 当時、現場は工事中でセメントの粉などが床に落ちていた。前市長から黒色タイルを踏んでみよ、といわれて職員が踏んだら当然、セメントの粉などがつき、その結果、黒色は汚れが目立ちやすいので、茶色いタイルがよいということになった。
- ・ 茶色いタイルが選ばれたのはホール内部の床であり、変更の影響を最低限にするために建物外のテラス部分の床は予定どおり黒色タイルを張った。
- ・ タイルを変更することによって、下地となるコンクリートの状態を変化させる工事は必要なかった。
- ・ タイルを変更するということになった時点で、オーダーメイドである黒色タイルはできあがっていた。当然、金額の変更も生じるが、工事全体として変更可能な工事の増減を調整し、議会付議案件とならないよう総工事費に変化のない内容変更の設計をして変更契約を行った。
- ・ 受注業者からすれば、そのままであれば黒色タイルの分が損害になってしまいうが、業者として負担とならない範囲で工事全体として変更可能な工事の増減を調整した。変更によって不使用となった黒色タイルは、その業者が別の工事現場で使用したと聞いているが、業者には余計な負担をかけ迷惑をかけた。
- ・ 当時の前市長は、何を言っても聞かないということが庁内に浸透しており、言っても無駄だと管理職が異議を唱えなかったために余計な変更が生じた。この変更のための残業も長時間となり、働き過ぎとの指摘を保健師から受けたくらいである。
- ・ 平成24年2月7日付変更契約依頼書2頁から3頁目、ここに書いてあり、タイル変更後に調整可能な工事を取り止めたり数量を増減したりして、余分にかかった費用については、このとおり全体として吸収した。

お話しした内容と相違ありません。

署名：  

氏ヒアリング

※ゆとりの森仲良しプラザ建設当時 みどり公園課公園整備担当主査

令和6年3月1日

- ・ ゆとりの森仲良しプラザ建設当時、みどり公園課公園整備担当主査であった。現在は、大和市役所を退職し、[REDACTED]に勤務している。
- ・ 建物内の床タイルについて、もともとグレーっぽい色、濃い色（黒いもの）だったものが、前市長は「それでは斎場のような」といい、茶色のものに変更になったと聞いた。
- ・ 公園整備全般はみどり公園課の担当。土木全般と全体の予算管理を担当していた。公園内の建物、機械設備、電気設備等については、当時の管財課の担当であった。
- ・ みどり公園課において、建物を含めた全体の計画を立てて、細かなところは管財課が決める。タイルの色などの決定は管財課が行ったと思う。
- ・ 平成23年10月に前市長の視察があったとのことだが、そこには立ち会っていない。
- ・ すでに床タイルを貼った後に前市長から変更指示があったと聞いた記憶である。聞いたのは、当時のみどり公園課の課長、係長、あるいは管財課の課長、係長だと思うが、はっきり覚えていない。
- ・ 費用については、建築工事全体の中で調整したと聞いた。つまり、他の項目について変更した箇所があるはずであるが、細かくは覚えていない。
- ・ 当時の前市長に対し、意見を述べ、前市長から激昂されたときに、それにかぶせる形でさらに前市長に意見を述べられる人はいないと思う。
- ・ そのような雰囲気があったので、前市長案件に関与したくないという職員が

増えたと思う。いかに前市長案件に関わらないようにするかということを多くの職員が考えていた。

- ・ その当時、目安箱のようなものがあり、職員の意見を聞く方法はあったが、何か意見を述べる勇気がある職員は少なかったはず。
- ・ 市役所においては、課長、係長へ昇進する年齢が遅い。定年が見えている。そうすると、事を荒立てずに何も言わないという職員が多くなるのは当然。
- ・ 前市長の任期が長かったことの弊害で、大和市役所職員全体のマインドが、前市長を恐れ、何も言わないようなものになってしまったのだと思う。

お話しした内容と相違ありません。

署名： _____

氏ヒアリング

※ I K O Z A 建設当時 日本土地建物株式会社担当者
令和 6 年 3 月 2 9 日

- ・ I K O Z A 建設当時、当時の日本土地建物株式会社において、その担当を務めており、現在は に所属している。
- ・ 当社はデベロッパーなので、外装、内装いずれも、工事をしながら確認作業をしていった。モックアップという模型も造り、色味を確認しながら塗装作業に入っていた。色を塗ったサンプルを外壁にかかげながら確認もした。
- ・ 平成 21 年 10 月 26 日（以下、すべて平成 21 年）、前市長が現地視察をしたと聞いている。私は立ち会っていない。その時点においては、外壁塗装はされており、問題となっている箇所、すなわち、駅前ロータリー西側に面する建物東面 2 階の壁面は茶色く塗装されていた。
- ・ その視察の後、事業管理課からだと思うが、当社に対して、問題の箇所の壁面の塗り替えができないか、もう少し明るい色にできないかとの打診があった。
- ・ その打診の後、11 月 4 日の時点で、当社から大和市側に対して、「それは難しい。」という趣旨の回答をした。
- ・ 11 月 4 日から 11 月 10 日の間に、どのような動きがあったかまでは、はっきりとは記憶していない。
- ・ 大和市も参加する総合定例会議は毎月第三火曜日開催、大和市が参加しない施主定例会議は毎月第一火曜日開催。定例会議が祝日と重なった場合、基本的には翌週に開催しており、平成 21 年 11 月は第一火曜日が 3 日で祝日であったため、施主定例会議を 10 日（第二火曜日）に開催、総合定例会議を 24 日（第四火曜日）に開催した。11 月 10 日の施主定例会議において、

大和市副市長からロータリー側東面の壁面色彩について再検討を要請されたとの報告があり、同日中に事業者から副市長に説明に行くとの報告があった。

- ・ 11月24日の総合定例会議において、当社から問題箇所の塗り直しを行うと発言し、11月26日から作業を実施するということになった。作業は足場を組まず、高所作業車を利用して行った。
- ・ 塗り直しの費用については、大和市の負担になるが、その費用については、今後、確定していこうということになった。
- ・ その費用について、概ね80万円程度との指摘があったが、当社の記録上は完全には一致しないものの、ほぼ誤差はない。その費用は賃料の算定の中で検討されることになるが、塗り直し費用がどのように賃料算定に反映されたかということについて、詳細な資料は当社には残っていない。
- ・ 前市長と直接話をしたことはない。外壁塗り直しも副市長を通じての大和市の要望として聞いた。
- ・ 前市長の現地視察を経て、大和市側から外装を明るくして欲しいとの要望があった。大和市側からそのような要望がなければ、塗り直しはしていないはずである。

お話しした内容と相違ありません。

署名：  

令和6年4月26日

弁護士 木村 保夫 様

前大和市長による公共工事のやり直し指示に関する第三者調査に係る
ヒアリング調査への協力について（質問事項への回答）

株式会社 佐藤総合計画

令和6年4月3日にご依頼頂いた「文化創造拠点シリウス」の建設工事に係る質問事項について下記回答させていただきます。

記

質問事項

1 シリウスの書架を3階から5階に加え、1階から2階にも設置することになったのは、図書館が最上階にあるので1階から図書館の雰囲気を感じられる要素がほしいなどの理由から大和市を含む回答者との設計協議に基づく変更だったという理解でよろしいでしょうか。

【回答】設計協議に基づく変更だったという理解で間違いありません。

2 シリウス6階の生涯学習センターの部屋数を減らしたことや5階図書館の団体閲覧室の扉をなくしたことも同様に大和市を含む関係者との設計協議に基づく変更という理解で間違いないでしょうか。

【回答】設計協議に基づく変更だったという理解で間違いありません。

3 シリウスの工事の中で大和市から、大和市を含む関係者との設計協議に基づく変更以外に時機に遅れた変更指示があつて工事代金や工期について影響があるなど苦慮したことはあったのでしょうか。もしあった場合には、変更箇所、変更の経緯など分かる範囲で結構ですので具体的にご教示ください。

【回答】工事中の変更については全て大和市を含む関係者との設計協議に基づく変更でした。尚、本事項の工事については再開発組合が着工時に設定した竣工口を遅らせることなく完成しています。

以上

(株式会社 総合不動産鑑定コンサルタントに対する質問事項)

質問事項

- 1 貴社の大和市文化創造拠点シリウス（以下「シリウス」といいます。）建設事業に関する業務の内容について簡単にご教示ください。
- 2 シリウスの書架を3階から5階に加え、1階から2階にも設置することになったことについて、図書館が最上階にあるので1階から図書館の雰囲気を感じられる要素が欲しいなどの理由から大和市を含む関係者との設計協議に基づく変更だったという理解でよろしいでしょうか。
- 3 シリウス6階の生涯学習センターの部屋数を減らしたことや5階図書館の団体閲覧室の扉をなくしたことも同様に大和市を含む関係者との設計協議に基づく変更だったという理解で間違いないでしょうか。
- 4 上記の他、シリウスの工事の中で大和市から、大和市を含む関係者との設計協議に基づく変更以外に時機に遅れた変更指示があつて工事代金や工期について影響があるなど苦慮したことはあったのでしょうか。もしあった場合には、変更箇所、変更の経緯、変更箇所など分かる範囲で結構ですので具体的にご教示ください。

以上

2024.4.28

前大和市長による公共工事のやり直し指示に関する第三者調査に係る
ヒアリング調査の回答

(株)総合不動産鑑定コンサルタント

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。口頃は大変お世話になっております。
ご依頼いただきました標記ヒアリング調査について、下記のとおり回答いたします。

敬具

記

1. 再開発事業における評価・補償・権利変換計画作成・管理運営計画作成等の各業務
2. 承知しておりません。
3. 承知しておりません。
4. 知りうる範囲では特にありません。

以上

大木哲氏ヒアリング

※大和市前市長

令和6年5月30日

木村

- ・ 今日、ちょっとお話伺いますけども、録音取らせていただきます。それで全部、後でテープ起こしをして、今日のヒアリングは全部一言一句そのままテープ起こしをします。それに伴うご注意なのですけども、声がかぶらないように、こちらの質問が終わってからお答えいただいて、声がかぶっちゃうと後で聴き取りにくくなってしまうので、それだけご注意くださいと思います。なるべく、こちらの方は一問一答でお答えしていただけるように聴いてます。その方が後で分かりやすくなりますので、なるべく聴かれたことにお答えいただいてという形で、キャッチボールみたいにして、できればと思います。途中、おそらく2時間もかからないと思いますが、長くなるようでしたら休憩入れますので、あるいはその途中でもちょっと休みたいということがありましたら、お申し出いただければと思います。

大木

- ・ はい。

金谷

- ・ 弁護士の金谷でございます。私からお尋ねしたいと思います。まず、ポラリスについてお聴きします。ポラリスの建物本体の1階正面入口、風除室というのがありまして、その風除室は現在は東側、西側にそれぞれ1箇所ずつ出入口がございます。このポラリスを建設していた当時、この風除室の入口について、東側、西側とは別に、正面にも入口を設置するように担当者に指示したことはありますか。

大木

- ・ それではですね、お答えする前に、私の方から少し先生方に一言述べたいと思います。まずは今日は、貴重な時間を本当にありがとうございます。弁護士会の先生方には、私の市政16年間の間ですね、弁護士会の会長さんです

かね、副会長さんにご挨拶に来ていただいて、16年間にわたって、いろいろな会長さんにお会いできた、本当にいい経験をさせていただいた。大変難しい時代に入ってますけど、是非、皆さん方の力を発揮していただいて、市民、県民、就中、弱い、それから本当にひとり暮らしの方がどんどん増えてきて参ります。大和市でも65歳以上の約40数%がひとり暮らしでして、そういう方々にも配慮した、いろんな意味で頑張っていただければと思います。それではですね、具体的な話ですけども、今日のヒアリングはですね、是非2時間くらいで終わらせていただければと思います。体調からはそれ以上は無理ですので、必要なら2回目に回していただければと思います。昨日も一昨日もそうなんですけども、こういう場面が、かなり緊張してますので、睡眠時間は昨日も一昨日もひっくり返ってますので、2時間くらいずつしか寝てないので、もう後期高齢者ですので、今日は体調がよくないので、途中でひどかったら言いますので、時間を守っていただきたいと思います。もう一点なんですけども、記憶喚起のためにですね、必要な次の資料があるんですけども、昨年12月、1月と請求して参りました。断られてしまいました。今回も請求しました。間に合わなかった時間的にですね。一部しかいただけていないのが現実ですので、請求書類を1番目に工事に関する市の予算書ですね、お願いします。2番目にですね、予算を承認した議会議事録、これをお願いします。3番目に業者さんからの見積もりですね、お願いします。4番目に工事契約の稟議書をお願いいたします。5番目に業者さんとの工事契約書、よろしくお願いします。6番目にやり直し工事に関する追加変更契約書、よろしくお願いします。7番目に上記を承認した稟議書、お願いいたします。以上、何卒よろしくお願いします。それでは、先程の質問でありますけども、ポラリスの建物に関連して、東側と西側から入るようになってますけど、正面から入口を設けられるように指示した事実がありますかということですけども、このポラリスの背景というものを言いますと、話はズレるかもしれませんが、中央林間というのは、田園都市線に乗ると中央林間行きということで、大和駅は知らなくても、中央林間という駅は非常に知っている方が多いところでもあります。そういうところで、駅からかなり近いところに、市の土地がありますので、有効利用していこうということでスタートさせていただいたのがポラリスという形になります。それではお答えさせていただきます。正直やりとりの詳細は覚えていませんし、日時も覚えていません。現地を視察した際にですね、正面に出入口がなかったのも、正

面に入口があった方が利用者の方にとってよいのではないかと考えたために、正面に入口をつくれないうかが検討するように話した覚えはあります。このような対応であったと思いますので、これを変更指示したとは言わないと考えております。変更の検討を提案をしたくらいのつもりでございます。担当者の方にお話ししまして、変更等を重ねる際には、度々ルールに則ってやってくださいね、また、変更は可能ですか、可能ならお願いしますね、このような発言のいずれかを言ったことが多くあったという感じがします。また、変更は可能ですか、可能ならお願いしますが、と言った気がします。ただし、このときにこれらの言葉を毎回担当者に伝えたかは正直言って覚えておりません。しかし、このようなことを度々言っておりますので、私に報告する担当者の方はこのような前提を理解していただいているだろうと考えております。この件に関しては、令和4年の第2回定例会の当時の総務部長さんの答弁で、検討するように指示があったけれども、検討の結果、工期、工事費の増加から変更しないことにしましたとの答弁をしていますので、それでお分かりになるとと思います。

渡邊

- ・ ここで一旦切らせていただけますか。その答弁の議事録がありますので、提出させていただきます。黄色のマスキング部分ですね。

金谷

- ・ 今日は2時間以内でなるべく多くのことをお聴きしたいと思っております、こちらから様々な角度でご質問させていただきますので、できればご記憶の限りで端的にお答えいただきたいと思います。

大木

- ・ また、私が担当者に変更の提案をしても、このように工期や予算などを検討した結果、当事者や決裁権者が変更を承認すれば変更される場合もありますし、担当者や決裁者の承認を得られなかった場合には、変更が認められず、変更がなされなかった場合もあります。正確な記憶があるわけではありませんが、総務部長さんの答弁からしますと、正面に入口は設けられなかったと思います。

金谷

- ・ これから先も一問一答形式で、いろいろなことをお尋ねしますので、できるだけ「はい」か「いいえ」で答えられるものは、「はい」「いいえ」で結構ですし、そうでない質問については、できるだけ端的に、現在のご記憶でお答えいただければと思いますので、そういう考え方をお願いしたいと思います。次に、やはりポラリスのことについて伺います。ポラリス1階、本体の建物1階ですね、天井の照明について、もっと明るい照明にするようにと担当者に指示、あるいは検討を求めたことはありますか。

大木

- ・ 少し思い出しにくいんですけども、いつころの話ですか。

金谷

- ・ ポラリス建設当時です。

大木

- ・ 現地を視察した際の会話の中で、少し暗いから明るくできないかと話した気がしますが、これを変更の指示をしたと言わないかと思います。変更の検討の提案という日本語が正確であると考えております。

金谷

- ・ 次にポラリスの1階について、電気のコンセントですね、電源。これについて、当初の計画よりも、もうちょっと増やすようにとの指示、あるいは検討を求めるということをしたことはありますか。

大木

- ・ これもやはりですね、やりとりの詳細は覚えていません。日時も覚えていませんが、現地を視察した際にですね、他の施設でコンセントが足りないことがありましたので、コンセントが足りないので増設できないかなどと話したように思います。このような対応であったので、これを変更の指示をしたとはいえないと思います。変更の検討の提案程度の日本語が正確であります。

金谷

- ・ 私が整理しますと、先程の風除室の入口の問題についても、照明の問題についても、コンセントの増設の問題についても、指示をしたというわけではなくて、そういうことを検討するということの提案をしたことはあったかも知れない、ただ、変更しろという指示まではしていない、こういうふうに承ってよろしいでしょうか。

大木

- ・ ニュアンスの問題だと思うんですよね。私が言ったということと、受け止める方がどう受け止めたかということは、立場によっても変わってくるんじゃないかと思うのですね。

金谷

- ・ 大木市長のご認識で結構です。

大木

- ・ 私の認識は、先程言ったように、できるんだったらやってくださいね、できないんだったら、できるようになったらお願いしますという。ごり押ししてですね、何がなんでもという感じではありませんので。

金谷

- ・ 続きまして、ポラリスに併設されている星の子広場について伺います。ここについて、複合遊具と呼ばれる遊具があります。まず、あなたはポラリス建設中であった平成30年4月24日に現地を視察されている記録があるのですが、ご記憶ありますか。

大木

- ・ やりとりの日時、詳細というのは記憶にありません。

金谷

- ・ ポラリス全体が完成した3ヶ月か4ヶ月前の春のことなのですけども、現地を訪れたご記憶はありますか。

大木

- ・ 現地には行ってますから、それがいつなのかというのはですね、正直言って覚えていないということであります。

金谷

- ・ 記録上、平成30年4月24日、大木市長が現地を視察されているようなんですけど、この際、この視察の際、現場において、市の担当者の方に対して、複合遊具の屋根、タワーの支柱、遊具の渡りの手摺りの色について、当初ベージュ色だったものを白色に塗り直すようにとの指示をされた記憶はありますか。

大木

- ・ 記憶にないですね。白にしろという指示ですよ。記憶にない。

金谷

- ・ その後、大木市長から担当者に対し、屋根、タワーの支柱と遊具の渡りの手摺りの色は、白色、ピンク色、黄色の3種類を業者に用意させるようにというような指示を出されたようですが、ご記憶ありますか。

大木

- ・ 記憶にありません。

金谷

- ・ そのころですね、当時の大和市みどり公園課の担当者から大木市長に対して、すでに白色で塗り直し作業に入っていると。白に再塗装する場合には、635万円くらいかかる。黄色、またはピンクに塗り直す場合には、835万円くらいの費用が余分にかかるというような担当者からの指摘があったかと思うのですが、ご記憶にありますか。

大木

- ・ これは金額含めて、このような説明ですと3点ありますけど、金額も含めて3点の説明を担当者から同時に受けたという意味ですか。

金谷

- ・ はい。

大木

- ・ 正直、記憶にありませんね。

金谷

- ・ 今、費用のことを言いましたが、費用だけではなくて、塗り直しということになるとですね、その工期ですね、工事にかかる期間も余分にかかってしまうと。当初予定していた平成30年7月くらいまでには終わらなくて、もっとかかってしまうとの指摘が担当者からなされたと思うのですが、ご記憶ありますか。

大木

- ・ その前に先程の金額なんですけど、塗装としてはかなりの金額、高額な金額なので、このような説明を口頭で受けたのであれば、記憶に残ると思うので、口頭で説明はなかったかと。それから、今のお話については、覚えていないですね。

金谷

- ・ そうすると、前者については、そういう説明を受けてないはずだ。金額の問題についてはですね。工期の問題については、ご記憶がない。そういうことでよろしいですか。

大木

- ・ そうですね。金額というのは、比較的、今述べさせていただいたように、口頭で受けたのであれば、数字は覚えていなかったとしても、ひとつの印象として、塗装でそんなに金額がかかることではないのに、塗装でそんな1000万近いというのは、かなりの金額なんです。先生方もご存知だと思うんですけど。

金谷

- ・ そういうご記憶だとするならば、市長から担当者に対して、何と言ったかというご記憶もないですね。

大木

- ・ そうですね。まあ、現地を見に行った際にですね、これまでと伝えていたイメージと異なるもので、タワーの支柱や手摺りの色についても、変更することはできないかという話をしたのではないかと気がいたしますね。これもまた、変更の指示というより、変更の検討を提案したというのが、より正確であると思います。先程も言いましたけども、担当者の方については、これを言うとまた同じことの繰り返しになります。

金谷

- ・ 完成品を見るとですね、屋根、タワーの支柱は結局白色、遊具の渡りの手摺りは黄色に塗り直されたんですけども、これは間違いないと理解してよろしいですね。

大木

- ・ 現場はそうですね。そういうふうになってますので。

金谷

- ・ つまり、当初の計画とは違う色に塗り直されたのですが、塗り直された費用として、最終的にどのくらいの費用がかかったか、どのくらい余分な費用がかかったかについて、担当者から市長に対して報告はありましたよね。

大木

- ・ 記憶にないですね。いつ、どこで担当者が言ったと仰るのですか。

金谷

- ・ 塗り直しを行うころの話です。平成30年の5月6月7月ころの話です。

大木

- ・ 先程言ったように、塗装で800万とかいうのは、私も素人ですが、あの現場、しょっちゅう行っていますが、あの塗装だけで1000万近くかかるのですかね、という気がしますね。足場を作るわけではないし、色もそんなに複雑ではないですし、ただ塗るだけです。

金谷

- ・ 報告を受けたご記憶がないと理解してよろしいですか。

大木

- ・ はい。

金谷

- ・ 一定程度、余分な費用がかかったことについて、どのような会計処理をしたのか、担当者から報告を受けてませんか。

大木

- ・ いや、受けてませんね。だからこそ、書類をちゃんと提出していただきたい。書類を見ればですね、思い出す可能性もあるし、見た瞬間は分かんないかもしれませんが、何回も何回も見していけばですね、思い出すヒントを得られるのではないかと思い、去年の12月からですね、資料請求を1月も含めてですね、してきて、また今回も出席しますからという条件の中で、資料を出してくださいと言ってきたところです。でも、結果的にはご返事いただいたのは、色見本というか、パースですね、それくらいの資料しかなかったのですから、内容に入っていくならば、やはりその書類、稟議書であるとか、書類というものが、言った言わないよりも、役所の場合には書類で動きますから、言った言わないというのはニュアンス違う部分もありますから、書類というのは書類ですから、それを見せていただかないとですね、先程、冒頭述べさせていただいたように、書類をですね、是非見せていただきたいと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

金谷

- ・ 念のために申し上げます。今日のヒアリングは、前市長である大木さんのご記憶に従ってお話を伺いたいという趣旨です。我々、一定の方針に基づいて調査を重ねていますので、そのうちのひとつとして、大木前市長のお話を伺った上で、我々としても検討したいと考えております。そういった意味で、これからも質問を重ねますが、ご記憶がなければ結構です。

大木

- ・ 皆さんもそうだと思うんですけど、10年前にどうだったと聞かれても、10年前こうでしたって答えるというのはですね、なかなか覚えていない。よしんば、覚えていたと言って答えたとしたら、それが全然違う答えかもしれない。より正確に答えようと思うとですね。最低限、資料というものが必要になってくる。

金谷

- ・ ですから、10年前のことだから覚えていないということでしたら、そのとおり仰ってください。星の子広場の色の問題に戻りますね。これまで指摘した箇所以外にもですね、遊具の屋根の色を青とか赤とかピンクなどの原色にするように、それを検討するようにとのご指示をされたことはご記憶にありますか。

大木

- ・ 正確な日時とか経緯は覚えていません。現地を視察した際に、これまで伝えていたイメージと異なるので、遊具の屋根というより、変更することはできないかと話したような、と思いますけど、このような対応であったので、変更指示したというよりも、変更の検討を提案したというのが正確であると思います。その後、遊具の屋根の色が変更されたことは見ております。

金谷

- ・ 結論として、遊具の屋根の色は原色系になりましたよね。覚えてらっしゃいますか。

大木

- ・ それは、先程言ったように、後ですね、現場、何回も星の子広場に行っていますから、その後見えています。

金谷

- ・ この遊具にツリーパネルというものが付いているんですけども、何のことが分かりますか。

大木

- ・ あの、絵で見えていますので。

金谷

- ・ 平成29年3月13日と手書きのメモがある星の子広場イメージパースを示します。このパースの中に左右に渡り廊下みたいなものがあり、その手摺りの途中途中に樹木のようなものがあります。これがツリーパネル。このツリーパネルの色について、市長から担当者に対して、樹木を再現したようなものではなく、おとぎの国のような目立つ色に変えるようにとのご指示をした記憶はありますか。

大木

- ・ ツリーパネルの色ですね、これも正直、やりとりの詳細は覚えていませんし、明確な指示も覚えていません。現地を視察した際に、これまで伝えていたイメージと異なるので、ツリーパネルの色について、変更することはできないかと話したこともあったかも知れませんが、そのような対応であったので、これを変更の指示をしたとは言えないのではないかと思います。変更の検討を提案という程度の日本語が正確ではないかと思います。

金谷

- ・ このツリーパネルの色を変更するとしたならば、概ね235万円程度の余分な費用がかかるとの担当者からの指摘があったかと思いますが、ご記憶ありますか。

大木

- ・ 金額を含めて、このような説明を担当者から受けたと理解してよろしいですか。

金谷

- ・ はい。

大木

- ・ 正直、記憶にはありません。比較的高額な金額なんで、このような説明を口

頭で受けたならば、記憶に残っているのではと思うのですね。先程言ったように、塗装でそんなに費用がかからない、他のものと比べてですね、説明を受けていないと思います。

金谷

- ・ ポラリス本体についても、併設された星の子広場についても、当然、それぞれの工期が決まっていて、開設予定日も決まっていた。これは間違いないですよ。

大木

- ・ そうですね。ただ、それがいつだったかというのは、覚えてますかというのは、現時点では覚えていません。

金谷

- ・ そうすると、どの工事をいつまでに行うか、何か変更があるのであれば、遅くともいつまでに行うか、というような期限があるというご認識はありましたよね。

大木

- ・ ただですね、もちろんそうなんですけど、担当者から事前の報告というのが十分ではなかったというか、お互いの意思疎通が不十分であったと思っております。カレンダーかなんかに今日の予定として書いてれば、あれですけど、そのように書いてるわけでも何でもないので。説明といっても、そんな1週間に1回とかあるのではなくて、もうほとんど、何回もそんなふうな話があるわけではないんですね。しかも、ご存知だと思いますが、大和市の市長として膨大な量の事務作業があるわけです。その事務作業が50、100ではないわけです。この作業だけ、いついつですかと覚えてますかといっても、正直言って、担当者は覚えてますでしょうけども、明確にいついつですかと、そんなスーパーマンというかですね、そのくらい市長がやることというのはたくさんありますから。

金谷

- ・ 私の質問は、いつそれがありましたかという質問ではなくて、それぞれいつ

までに決めなければいけないという期限は、当然あったというご認識はありましたよね。

大木

- ・ 期限の認識の日にちですよ。

金谷

- ・ 違います、期限がある話であるという認識。

大木

- ・ それはなんでもそうですよ、市長の任期は4年間。何でも任期がないものはないんじゃないか。

金谷

- ・ それぞれの担当者がいるわけですけども、担当者から市長に対して、構想の段階、設計の段階からその都度、例えば、CGパースを示すなどして、説明をしていたことは間違いないですよ。

大木

- ・ それが担当者等から事前の報告が不十分だったというか、連携が取れていなかったという気がしますね。事前に完成予想図等配布されたとしてもですね、実際に現場に行くと、その予想図とイメージしたものと異なってしまうと。そのパースや何かもありますけどね。パースだけで判断というのは、なかなか難しいんじゃないかと思いますね。そのような場合には、変更の検討を提案して、工期なり、増額費用などを検討していただき、ルールに則った範囲内で、限定付きで、比較的遅いタイミングで変更の検討を提案したことはありました。

金谷

- ・ 今のお話からすると、担当者から市長に対する報告、説明が不十分だったというご認識をお持ちで。

大木

- ・ そうですね。これはなんというか、十分だったとはいえないと思いますね。そういうお互いの意思の疎通が担当者から見ても、こちらから見ても、意思の疎通というものが十分ではなかったというのが、言えるんじゃないのかなと思います。

金谷

- ・ 例えば、事前に図面などを示されても、現地視察行かれたら、市長が思い描いたものと違っていた、そういうことがあったということですね。

大木

- ・ そうのことですね。担当者からの事前の報告や説明が不十分であるということがあったわけで。また、事前にですね、完成予想図等を配布されたとしても、実際に現場に行って視察に行くと、予想図でイメージしたものとは異なることがありました。

金谷

- ・ そうすると、現地に行かれた、視察された、イメージと異なった、そのことによって、ちょっとこれイメージと違うから、こういうふうにやり直した方がいいんじゃないか、と指示されたご記憶がある。

大木

- ・ そうですね。そういう提案をしたということですね。提案をして、先程来言っているようなことを言いました。先程言ったように、そういう話をしました。できるんだったらば、とかね。まだ間に合うんだったら、お願いしますね、とか。ということは言いました。

金谷

- ・ 担当者からの市長に対するご説明が十分でなかったとすると、担当者、市長から見て部下ですから、市長から担当者に対して、もっときちんと説明せよという指導はされなかったのですか。

大木

- ・ 当然ですね、言う場合もありました。けども、やはり、担当者もそれなりに

一生懸命頑張ってますので、担当者をそういう面では信頼していること。先程言ったように意思の疎通が十分ではなかったということが言えるのではないですかね。私はそう思います。それが一番大きな要因のひとつだと思います。

金谷

- ・ 平成30年6月15日付大和市と株式会社寺田土木との間の工事請負契約書を示します。大木市長のご印鑑で間違いはないですね。

大木

- ・ はい。

金谷

- ・ これは平成30年6月15日に締結された工事請負契約書で、今、話題になっている星の子広場の付帯工事に関する契約書です。金額が総額で2438万2400円。ご記憶ありますか。

大木

- ・ いや、記憶は正直、先程言ったように膨大な量をやっていますので。記憶はない。お答えできません。

金谷

- ・ 日付が平成30年6月15日でありまして、全体が完成する1ヶ月、2ヶ月くらい前の契約なのですけども、ご記憶ないですか。

大木

- ・ 覚えてないですね。

金谷

- ・ ここにですね、工事請負契約書のちょっと下に、着工期日が平成30年6月16日となっていますが、ご記憶ありますか。

大木

- ・ 覚えてないですね。

金谷

- ・ 今、示したものは、今、話題になっていた星の子広場の塗り直しであるとか、そういうことが発生したために、改めて業者と契約をし直さなければいけないと。そのために、付帯工事という扱いにして、改めて工事請負契約を締結したというもののように見えるのですが、ご記憶ないですか。

大木

- ・ そうですね、記憶にはないですね。先程述べさせていただいたように、膨大な決裁をやっていますから、そのひとつひとつについて、覚えているか、覚えてないか、何年も前の、覚えているか、覚えていないか、今パッと見せられて、といっても覚えてないですね。

金谷

- ・ 次、ちょっと話題を変えますね。仲良しプラザといって、お分かりになりますね。

大木

- ・ はい。

金谷

- ・ 仲良しプラザを建設していた当時、建物1階部分の内部の床のタイルについて、当初の計画では黒色のタイルに決まっていたんですけども、これを黒色ではなくて、明るいページュ色に変更するよう指示したことはありますか。

大木

- ・ そうですね。はっきりとは覚えていないんですけども、あつとするならば、これは変更の指示とは言わないですね。先程来言っているように提案ですね。

金谷

- ・ そのご提案として、色を変えたらどうかというご提案をした記憶はありますか。

大木

- ・ これも明確には覚えてませんが、あったのではないかと思いますね。

金谷

- ・ 結論としてですね、こちらの調査の結果は、当初は黒色に決まっていたんだけれども、明るいベージュ色に変更されたということが確認されているんですが、ご記憶ありますか。

大木

- ・ 子どもがいる施設なので、黒色よりも明るい色の方がいいのではないかと、いう趣旨のことを提案したような覚えがあるような気がします。明確に、はいそうです、とはいえない。

金谷

- ・ 市長からそういうご提案をされたことによると思うんですけども、結論としてベージュ色になっているのですね。要するに変更ですね。変更によって、費用がどのくらい増額するというような説明を担当者から聞いていませんか。

大木

- ・ 記憶にないですね。そういう説明を口頭で受けたのであれば、記憶に残って、そんな気もしないでもないですけど、口頭で説明を受けてはないのではないかと思います。

金谷

- ・ このタイルはですね、注文生産品と呼ばれるもので、要するに注文があって作ると。どこかに在庫があるわけではなくて、注文に応じて作るという性質のものらしいんですけども、すでに黒色タイルを作っていたんですね。作った後にベージュに変更したということになりますので、もとの黒色タイルが無駄になってしまうと。当然、費用も増額すると。そんなような説明を担当者から聞いたことはあります。

大木

- ・ 覚えてないですね。先程言ったように、これは他も同じなんですけども、提案をして、できますかとか、そういうようなことで、指示とか命令をしているわけではないんで。

金谷

- ・ 仮にですね、そのご提案が採用されたとすれば、当然、費用が変わってくるというご認識はありますか。

大木

- ・ それは、先程言ったように、ルール上問題なければという前提条件付ですから。先程言ったように、そこがまず出発点であって、提案をしていたというわけであります。ただ、先程来言っているように、だいぶ昔の話なんで、正確にいえば、よく覚えていないというのが、正確なところです。

金谷

- ・ 続きまして、別の話に移ります。高座渋谷の駅前にあるイコーザのことについて伺います。まず写真を2枚示します。1枚目の写真が、イコーザを平成21年10月8日に撮影したものです。よくご覧いただきたいのですが、2階部分ですね、右から左へ私が指でなぞりました、ここは茶色に見えるんですが、間違いないですね。

大木

- ・ はい。

金谷

- ・ 次の写真は、平成22年1月12日、イコーザの竣工式のときの写真です。同じ箇所を見ると、白色、あるいはグレーになっているように見えます。間違いないですね。

大木

- ・ はい。

金谷

- ・ ということは、21年10月8日の後に、今、私が指摘した部分が塗り直されていることは明らかだと思うんですが、この塗り直されたことについて、ご記憶はありますか。

大木

- ・ やりとりの詳細は覚えていません。正確な日時も覚えていません。

金谷

- ・ 先程、私は平成21年10月8日の写真を示したのですが、その少し後の平成21年10月26日に市長は現地を視察されたという記録があるんですけども、ご記憶ありますか。

大木

- ・ そうですね、これ何年前の、平成21年って何年なんですかね。西暦でいうと。

金谷

- ・ 14、5年前。

大木

- ・ 14、5年前のことを言われて、覚えてますかって、覚えている人いるんですかね。

金谷

- ・ 覚えてなければ覚えてないというお答えで結構です。これもご記憶でお答えください。視察のときに現地を見られた市長が、先程の茶色い部分のことと思われるが、もう少し明るい色にできないかというご意見を述べられた、そういうご記憶はありますか。

大木

- ・ よく覚えてませんけども、言ったか言わなかったということについては、明確にこう言いました、ああ言いましたという記憶は、正直言ってないですね。その辺が非常に曖昧な部分があるんですけども、間違っているかもしれない

という前提条件でですね、正しくなかったら勘弁していただきたいと思うんですけども、この10数年前、もう少し明るい色にすることはできるかどうか、というようなことを言ったか言わないかということですよね。言ったような気もしますし、言っていないような気もしますし、もし、言ったとするならばですけども、それは先程来言っているように、した方がいいんじゃないかという提案ですね。指示をして、これをこういうふうにしろという指示はしておりません。

金谷

- ・ そういうご記憶であるならば、当然、塗り直しに費用がいくらかかるかという記憶もないですね。

大木

- ・ ありません。

金谷

- ・ この建物を造るにあたっての大和市の立場と言いますか、それはご理解されていましたか。

大木

- ・ 先程言ったように、あの建物自体は、大和市の役所の建物と性格が違っていると思いますね。

金谷

- ・ そうですよ。そういうご認識ですよ。

大木

- ・ 感想は述べるかもしれませんが、それ以上突っ込んだようなことは言ったことはないと思いますね。私の記憶の中ではないですね。ただ、例えば、建物を見たときに、いい建物だなとか、いいものができたなとか、素晴らしいものがどんどん変わっていくなということは、どういう表現をしたか分かりませんが。書類を見せていただいて、これは何回も同じことを言ってますけども、言った言わないということも重要なんですけども、書類を、稟議書

やなんかを見せていただくということが重要で、それはなんで、今回も出てますけども一部なんですね。

金谷

- ・ その話、後でまとめて木村弁護士からしますので。木村弁護士から後でまとめてしますので、今は質問にご記憶の限りでお答えいただきたいと思います。

大木

- ・ ですので、さっきのイコーザの話で言うとですね、よく、これから記憶を喚起していきたいと思いますが、そのためにも是非、いろんな意味の資料を提出していただければ、ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

金谷

- ・ 今日のヒアリングの趣旨、目的は先程お話ししたとおりですが、今の点は改めて木村弁護士からお話しします。質問を続けさせていただきます。防災パークのことについて伺います。防災パークの広場みたいなところがありまして、そこに少し山になっている部分があるんですけども、芝生が張ってあります。その芝生について、防災パークがまだ完成する前である平成28年の夏ごろ、市長から当時のみどり公園課長に対して、芝生についてですね、いわゆる鳥取方式による敷設を検討するように求めたことはありますか。

大木

- ・ そうですね。この防災パークの芝生を張ることですけども、これは印象に残っている出来事なんで、また、比較的最近のことではありますが、それ以上に比較的印象に残っていることなので、記憶にありますね。ただし、日時や詳細、経緯等は覚えていません。

金谷

- ・ 質問の末尾をよく聞いていただいて、私が今お尋ねしたのは、鳥取方式による敷設を検討するように求めたご記憶はありますか。

大木

- ・ これについて、できるのであれば、鳥取方式にすることを検討するように提案しました。

金谷

- ・ 鳥取方式による敷設を検討するように求めた理由は、覚えてますか。

大木

- ・ これは議会でも、ある議員が取り上げてですね、鳥取方式がいいと、質問がありました。また、実際に鳥取方式を採用する自治体に視察にも出向き、長所やなんかを確認いたしました。担当者にも、鳥取方式がすばらしいよという話をしていますので、鳥取方式にするものと思っていました。

金谷

- ・ 結論としては、鳥取方式は採用されなかったんですよね。

大木

- ・ 分かりません、何故そうしたのか。

金谷

- ・ いや、されなかったという結論部分。それは間違いないですね。

大木

- ・ だからこそ、できるのであれば、芝を鳥取方式にすることを検討するように提案したわけであります。

金谷

- ・ 鳥取方式が採用されずに芝生が張られた後、平成30年10月3日のことなのですが、市長と当時のみどり公園課長とのやりとりで、市長から改めてみどり公園課長に対して、芝生は鳥取方式ですよ、という確認的な質問をしてませんか。

大木

- ・ 私は先程言ったように、芝生がもう鳥取方式だと思ってましたから、当然そ

うなと思っていました。ところが、そうではないという結論を聞いたので、驚いて、それでは鳥取方式にしていだけないかという提案をしたのは覚えています。その理由は、先程言ったように、以前からその担当の方には、鳥取方式というのはすばらしいものだということを述べてましたから、例えば、鳥取方式はの芝生って、芝生の導入コストが安いんですね。それから管理する、管理コストも安いんです。短期間で芝生の敷設ですね。あるいは薬草や除草剤を使わないんですね。だから、子どもが安心して遊べるわけです。鳥取方式にしようと思ってたのが、そうじゃなくなっちゃった。

金谷

- ・ 今、先んじてお答えいただきましたけど、担当者から鳥取方式を採用しなかったというお答えがあったわけですね。

大木

- ・ 鳥取方式ではありませんよというのは、結果的にあったんで、私は鳥取方式にすると、前から言っていましたからね、鳥取方式の予算というのは、言っていましたから、なんで鳥取方式にしなかった。

金谷

- ・ 先程来、指示あるいは変更の検討という言葉が違うものとして出てましたけども、今のお話からすると、この問題に関しては、市長から鳥取方式にせよという指示をしたというご認識ですか。

大木

- ・ その辺はですね、正直言って、指示、どちらかというに近いかもしれませんがね。ただ、基本的にルール上ダメならばね、やらなくていいですよと、そういうような前提条件付です。

金谷

- ・ 結論として鳥取方式は採用されなかったのですが、それを市長が知った後、平成30年10月17日に、当時のみどり公園課長が市長に宛てて始末書を書いているんです。覚えていますか。

大木

- ・ 覚えてないですね。

金谷

- ・ 内容的には、要するに鳥取方式を採用しなかったことをお詫びしているような内容なのですけども、覚えていますか。

大木

- ・ 覚えていないですね。

金谷

- ・ ご自身でみどり公園課長に対して、始末書を書けと指示をしたことはありますか。

大木

- ・ 覚えてないですね。

金谷

- ・ いずれにしても、先程のお話だと、みどり公園課長は市長の指示と違うことをしたということになりますよね。

大木

- ・ だから、先程来言っているように、言った言わないという世界に弁護士さんは言ってますけど、その前にペーパー、書類ですね。役所っていうのは、言った言わないよりもペーパーの世界だと思うんですね。書類の世界ですから。その書類を見させていただいて、その書類が今年の12月から言っているわけですね。しかし、出していただけない。出していただかないで、こういうときになって、そういうことを仰る、それはどうしてなんですかね。

金谷

- ・ ご記憶を聞いているからです。今日のヒアリングは、議論させていただく場ではなくて、我々が。

大木

- ・ 記憶にしたって、記憶自体がすべて明確な記憶とは限らないですよ。

金谷

- ・ ですから先程来、何度も、ご記憶になればご記憶にないというお答えで結構ですと申し上げてます。それも踏まえて、我々は調査させていただいております。

金谷

- ・ 最後に私から全体について、いくつかお尋ねして終わりたいと思います。あなたは大和市長として、公共工事における設計、デザイン、そういうものについて、いろいろなご意見を述べられていたように見えますけども、そう理解してよろしいですか。

大木

- ・ はい。

金谷

- ・ 市の責任者として、市の最高責任者として、ご意見を述べられるのは当然だと我々も思うわけですけど、その市長のご意見を現実に反映させるために、どのような手続を執るべきだったとお考えですか。

大木

- ・ 可能であればですね、早いタイミングで、工期の延長や費用の増額が生じないタイミングの方が、よりいい気がします。しかし、担当者などからの事前の報告や連絡が不十分であることもありました。また、事前に完成予想図等を配布されたとしても、実際に現場に視察に行くと予想図でイメージしたものと異なることもありました。そのような場合にはですね、変更の検討を提案し、工期なり増額の費用なりを検討していただき、ルールに則った範囲内というような限定付きで、比較的、遅いタイミングで変更の検討を提案したこともありました。しかし、これらは施設の目的、利用者にとっての利用しやすさ等を考えたものです。遅いタイミングでの変更は、工期や費用の点から問題になる可能性があることは承知していますが、結果的に、利用者に

とって利用しやすかったり、心地よい施設が完成し、変更手続き、法的ルールに従った手続きがなされていれば、問題はないと考えておりました。また、かように変更について、予算なり、手続上の問題があり、担当者からその旨の報告を受けていれば、変更を断念することはやぶさかではなく、実際にそのような例が、総務部長のポラリスの入口の問題に関する答弁にもあります。

金谷

- ・ 今のお話を整理させていただきますと、あくまでも市民のため、利用者のために、変更の検討を求めることはあった。その結果として、市長のご意見を発するタイミングが比較的遅いタイミングになることもあった。その理由のひとつとして、職員からの報告であるとか、説明であるとか、そういうものが不十分だったというご認識なんでしょうか。

大木

- ・ 先程も述べたとおり、意思の疎通が十分お互い取れていなかったということが大きな原因ではないかと思っております。

金谷

- ・ 今、振り返られて、意思の疎通が十分でなかったことの理由、どのように感じていますか。

大木

- ・ その理由は、意思が十分、タイミングとして疎通ができなかったその原因ですか。それは、意思の疎通が職員との間になされていなかったのが原因ということで、じゃないかなと思いますけどね。何が原因かって言われてもですね、いろんなことが複合して原因というのは生まれてきているのではと思うので、意思の疎通の原因というのが、これです、あれですと限定するというのは、すごく答えとして正しいかどうか、というのはあるのではないかなと思うのです。いろんな要因が入って、そういうふうに意思の疎通ができなかったということではないかと思うので、これだ、あれだというのは、なかなか難しいのではないかと思います。

金谷

- ・ 様々な原因の中で、ひとつには市長が大変多くの事務を抱えておられて、ご多忙だったということはあるですね。

大木

- ・ はい。

金谷

- ・ その他に、職員からの説明ですね、繰り返しになりますけども、これが市長の目線から見て十分理解できるもの、納得できるものではなかったというような印象はありますでしょうか。

大木

- ・ その件も、原因、例えばさっきのパースの話なんかでも、それではですね、なかなか色を判別するといっても難しいですよ。でも、それしか出てこないわけですから、もっと他のがあればというのはありますけども、職員だって、それなりに一生懸命考えて出してきてると思いますので、そういったものともとのものが数少ない中で決めていく。そういうようなことも原因のひとつだったと思いますし、いろんなことが絡み合っていると思いますね。

金谷

- ・ 今、パースのお話が出ましたが、パースを示されて、これではよく分からないと。何かもうちょっと別の説明資料を持ってきたと。そういったご指示をした記憶はありますか。

大木

- ・ 私はしたと思いますが。しかし、そういうのはなかったのではないかと思いますね。例えばの話が、南の方にゆとりの森というところがあるのですけども、ゆとりの森のような大勢の子どもたちが来て、ミヤネヤさんって、テレビの番組でも人気のある公園として紹介されているようなものがあるので、そういった公園のイメージで、というふうな承知をしていました。

金谷

- ・ あるいはですね、先程のお話に出てきたように、実際に組み上がって、でき

あがって、現地を見てみないと分からない部分もあると。そういうこともあるので、もしかしたら後で変更する可能性もあるので、例えば、期間をもっとゆとりを持って設定しろとか、あとで変更の可能性もあるので、事前にスタンバイをしておいてくれと。そういったお話をした記憶はありますか。

大木

- ・ ちょっと記憶にないですね。言ったかもしれないし、言わなかったかもしれないし。記憶にない。覚えていない。

木村

- ・ ひとつだけ、今の段階でお話ししたいと思いますけども、冒頭に述べられたように、工事に関する市の予算書だとか、それに関する議事録だとか、稟議書とか契約書の事前開示を、開示してもらえれば、もっと記憶喚起できたというお話がございましたので、直前だったのですが、5月24日に渡邊先生から私の方に連絡いただいて、なるべく今日のヒアリングで思い出して、お答えいただければと思ったものですから、お送りしました。こちらの準備もありましたので、昨日のお昼ころにようやく送ったのですが、それをご覧になっていただいたとあっていたので。今、これからちょっと休憩入れますけども、お送りいただいたものを踏まえて、見ていただいて。

大木

- ・ この短時間でというのは。

木村

- ・ そのお送りしたものは十分でないかもしれませんが、その中には契約書もありますし、さっき見ていただいたものとか、細かいものもありますので、もし、それをご覧になっていただいて、追加でお話しされたいこととか、さっきのお話を訂正したいとか、休憩の後にやってください。

大木

- ・ それはちょっと無理ですね。

木村

- ・ 無理ならば無理で結構です。私どもが要求されたものを送ってないようなことを言われたので、それはお送りしましたので。ご覧いただくならば、もう、私は昨日から今日の間に見ていただいたものと思っていたのですが、もし、見ていないのであれば、この間に見ていただいても結構ですので、休憩の後にお話してください。

大木

- ・ この短時間で見るというのは無理です。

木村

- ・ 要求があったのは24日。私どもの責任ではありません。

大木

- ・ 先程もお話ししたとおり、もともとは昨年から、もう半年くらい前からですね、要求を。

木村

- ・ それは調査の前です。今、調査中です。調査の前に開示とかなんとかっていうのはできないです。それはご理解いただきたいと思います。ただし、今日、実際に大木さんに来ていただいて、我々の中で、調査に支障のない範囲で、できる限りの開示はしています。一般論的にいって、去年の12月に開示を求められたものを送ってくれないから、答えられないというのであれば、それで結構です。

大木

- ・ 5月30日という中で、今、先生が仰ったような部分で言うと、もうギリギリのところ、状況ですね。そういった中で、膨大な資料を見てですね、そして返答していくっていうのは、弁護士の先生がやるんだって、かなり時間がかかるんじゃないかと思うんですけども、そういう立場ではない人間が、後期高齢者になった、現職を退いた人間が、一個人で、そんな短期間でやるっていうのは、なかなか正直言って難しいのではないかと思います。まして、この休み時間でやって欲しいなんて言われても、それはやることできないということは。

木村

- ・ それはされなくても結構です。

渡邊

- ・ 急な要請にもかかわらず、24日の要請だったですかね、昨日の昼くらいにこちらの資料を一通りいただいております。精査する時間はありませんでしたが、共有した上で、一通り目を通した前提です。いただいたものは認識していますし、精査できてませんけども、大まかな目を通しております。一応、そこは前提です。

(休憩)

木村

- ・ 先程の質問の中で最後の方ですけども、あるいは途中で何度も出ていましたけども、当時の市長と職員の方で意思の疎通が十分でなかったと思ってと仰ってしまして、例えば、イメージパースとか見てても、よく分からないから何度も現地に行かれ、現地に行ったらイメージが違うから、もしこれ変えられるならばと提案された。また、違うのがあった。当時、市長もやはり職員の方と工事関係で、意思の疎通が十分でないと思われていたのですか。

大木

- ・ やはり他のものと違って、現場に行くのが一番いいんじゃないかと思っていたのですね。というのは、現場に行くのが一番いいのではないかと思うことで、現場に行っていたというのが事実ですね。例えば、職員の皆さんから見ると、自分たちだけで今までは、市長とか副市長は来ないで、どちらかというとやっていたのが、大木市政になってから、市長がよく来るようになったなど、思ってくれた人も多いんじゃないかと思ってくれたと思います。それは市民の貴重な税金を使っていますので、市長たる者は、任せたらそれで終わりというのではなくて、市民目線で、ここはこういうふうに、あそこはこういうふうだという思いがあったということで、それは職員の方々から見ると、歴代の市長さんはそういうことないですから、そういった面でもちよっと、上司がいつも来ているみたいなものですから、いろんな面で、いろいろ

あったのではないかと思う部分もありますけども、やはり、少しでも職員との接触を多くしたいなというのがあったのは事実です。それとは別に、単独でもですね、例えば日曜日、現場に行ってみたりしたのも事実です。少し見に行きすぎていた、もう少しおいておけば、よかったかもしれません。その辺がちょっといい意味でいうと熱心すぎた、悪い意味でいうと入り込みすぎた。

木村

- ・ 私どももいろんな記録を拝見していて、市長が熱心に現場に行かれて、あるいは現場で確認されていて、というのはあったと認識しています。そのことを言っているのではなくて、現場視察に行かなければならない、行って、変更検討させて、それがちゃんとあったかどうかについて、どうもコミュニケーションが不十分であったと仰るものですから、当時もそれはそう思っていたのですか。

大木

- ・ 最初は全然思っていなかった。だから、なんて言いますか、あともうひとつ言えるのが、大和市って、人口は24万人くらいいますけど、そのプロっていうか、わりと文系のプロの人は大勢いらっしゃるのですけども、技術系の方っていうのは、大和市の職員が東京都庁とか、横浜市役所とか、神奈川県庁に行っちゃうみたいなので、大和市のそういうスキルを持っている職員が大和市より格下に行っているというのは、あんまりいないんですよね。東京都庁に行った、神奈川県庁に行った、横浜市役所に行った、何故、その中のひとりの方に言ったのは、大木さんがいろんなことやったから、やはり仕事は面白いな、俺ら、こういう仕事をしたいなと、仕事のおもしろさ、技術屋のおもしろさを感じたので、大和市はスケールっていうか、そんなに大きな市ではないですから、やはり東京都庁とか横浜市とかっていう部分で。ある若い職員の方が、私は止めたのですけども、その方がいうには考えさせてくださいというので、でも父親から言われたと。市長さんからお前とどまってくださいと言われたのは、お前、役所の人間として男冥利だなと。父親はとっても喜んでくれたと言っていました。

木村

- ・ 確認なのですけども、職員と市長の意思の疎通が十分でなかったということは、当時は感じてなかった。

大木

- ・ 正直言って、感じていなかった。感じていれば、そこから反省も生まれますし、じゃあ、どうしたらいいのかなということにも繋がってくると思うのですけども、あまり感じていなかったというのが正直なところですね。

木村

- ・ そうすると、先程の金谷の質問で、意思の疎通ができなかった理由は何でしょうかというところで、原因というのは複合的だし、いろんな要素があるからちょっと分からないですと。それは今から考えてのこと。今から考えて、そう聞かれると、なんだろうなと。そういう発言。

大木

- ・ 物理的なもので言うと、ひとつのパスならパスの、見やすいパスが出てくればという部分もあるし、あるいはそのパスの出すタイミングですとか、あるいは職員の方の人数が少ないですから、プロ中のプロというような、大きな役所のような何人もいるという形ではないんで、少ない人数の中でやっているんで、どうしても技術的になかなか難しいというところが、最初のうちは分からなかったですね。最初のうちは、技術屋さんで、土木屋さんという、プロなんでいろんなこと知っているんだと。思っていたのが、だんだん年数が経つにつれて、いや待てよ、と。私が思っているよりは。例えば、私は歯科医師なんですけども、皆さんが歯科医師を見たときはなんでも知っていると思うかもしれませんが、歯科医師側から見ると、入れ歯は得意ですけども他は得意ではないとか。歯を抜いたりする外科は得意ですけどもとか。歯内療法といって神経を取ったりするのはプロですけども、入れ歯は得意としていないとか。患者さんから見ると分からない。そういうところ、おそらく弁護士さんたちも、この分野は得意ですけども、この分野は得意ではないというのがあると思うのですけども、そういうところがだんだん、最初のうちは職員の人にはものすごく仕事ができると思っていたんですけども、だんだん待てよ、と。ひとつひとつのプロみたいなことは難しいのかなと感じ始めてきました。

木村

- ・ 今、仰るのは、大和市の中で、土木なり建築なりの部署があってやっていると、最初は専門のプロだと思っていたけども、ちょっと待てよと。違うんじゃないかと思い始めた。

大木

- ・ だんだんだんだん、そうなってきましたね。

木村

- ・ シリウスとかポラリスとかいろいろやってきましたけど、市長がちゃんと見なければいけないと、だんだん思ってきた。

大木

- ・ それとはまた違うのですけども、市長さんにもいろんな市長さんがいると思うんですけど、市民の皆さんが貴重な一票を縁もゆかりもない大木という人間に投票してくれた、その恩に報いるためには、365日必死になって働くというのは自分の大前提にありますから、日曜日だろうが土曜日だろうが、ゴルフ行くとか、なんだとか、どこかでスポーツやるとか、酒を飲むとか、全部拒否してですね、もうこういう感じでやってきたんで、なにもこの公共事業だけにこうなっているのではなくて、すべてそういうふうになってきました。その結果として、市長就任以来、財政調整基金、市の貯金は倍くらいに増やすことはできましたし、市の借金もシリウス、ポラリスもいろいろ造りましたけど、市の借金も減っています。市立病院のドクター数も50人でしたけど、今や95人まで増やすことができましたし、小児科の先生も3人くらいしかいなかったのですが、今は10数人。産婦人科医も1人しかいなかったのが、10人くらいになってですね。周産期医療365日24時間体制もできました。小さなお子さんが夜中ぐーんてなったとしても、大晦日だろうが、元旦だろうが10人も小児科医がいますから、安心してください。そういうふうに医療もそうですし、公共事業もそうですし、引きこもりの方に対しては、こもりびとという名前を作って、引きこもりというと気分悪い、こもりびとであればということで、非常に引きこもりの人が相談に来る、家族も相談に来る、名前を変えただけです。そういうふうに関心するところ。

例えば、人が亡くなったとする。初めて亡くなるわけですから、どういう手続きをすればよいか分からない。コンシェルジュを作って、マンツーマンでその亡くなった方を。今、大和市の亡くなった方の6割がそのサービスを利用するようになっています。非常に喜ばれています。いろんなことをやってきている。ちょっと、熱心になりすぎたっていうのが、もう少しアクセルを踏まないで、もう少し控えめに控えめにやった方がよかったんじゃないかと、今思っています。

木村

- ・ 休憩後で何か付け加えたいことはありますか。なければ、結構です。我々のお聴きしたいことは聴きましたので、これでもって終わりにしたいと思えます。

2024年6月3日

清水建設株式会社 横浜支店

以下は質問事項を受領した4/24以降、5/31までの間に、現時点で当社に残っている関係者や資料を調査した結果に基づく回答となります。

なお、当社はお問合せのような協議に関する打合せの場に参加する立場にはありませんでした。

質問事項

- 1 貴社の大和市文化創造拠点シリウス（以下「シリウス」といいます。）建設事業に関する業務の内容について簡単にご教示ください。

当社は佐藤総合計画・清水建設設計共同企業体のサブ構成員として、佐藤総合計画の策定した設計方針及び意匠に基づき、構造、電気設備、機械設備に関する設計業務を行なっていました。

また、施工者として監理者（佐藤総合計画）の監理のもと工事を行ないました。

- 2 シリウスの書架を3階から5階に加え、1階から2階にも設置することになったことについて、図書館が最上階にあるので1階から図書館の雰囲気を感じられる要素が欲しいなどの理由から大和市を含む関係者との設計協議に基づく変更だったという理解でよろしいでしょうか。

当社では事実関係が確認できませんでした。

- 3 シリウス6階の生涯学習センターの部屋数を減らしたことや5階図書館の団体閲覧室の扉をなくしたことも同様に大和市を含む関係者との設計協議に基づく変更だったという理解で間違いないでしょうか。

当社では事実関係が確認できませんでした。

- 4 上記の他、シリウスの工事の中で大和市から、大和市を含む関係者との設計協議に基づく変更以外に時機に遅れた変更指示があって工事代金や工期について影響があるなど苦慮したことはあったのでしょうか。もしあった場合には、変更箇所、変更の経緯、変更箇所など分かる範囲で結構ですので具体的にご教示ください。

上記のような事象は確認できませんでした。

以上